

平成28年第3回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成28年9月14日（水曜日） 午前 9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 報告第 4号 平成27年度中頓別町健全化判断比率の報告について
- 第 7 報告第 5号 平成27年度中頓別町資金不足比率の報告について
- 第 8 一般質問
- 第 9 同意第 1号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第10 議案第63号 中頓別町妊婦健康診査等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第64号 中頓別町商工業振興支援条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第65号 中頓別町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第66号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第14 議案第67号 定住自立圏の形成に関する協定の一部変更について

○出席議員（8名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 佐藤奈緒君 | 2番 長谷川克弘君 |
| 3番 西浦岩雄君 | 4番 宮崎泰宗君 |
| 5番 細谷久雄君 | 6番 東海林繁幸君 |
| 7番 星川三喜男君 | 8番 村山義明君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-------|-------|
| 町 長 | 小林生吉君 |
| 教 育 長 | 田邊彰宏君 |
| 総務課長 | 遠藤義一君 |
| 総務課参事 | 長尾享君 |

総務課主幹	野 露 みゆき 君
総務課主幹	工 藤 正 勝 君
総務課主幹	庵 日 鶴 君
総務課主幹	笹 原 等 君
産業建設課長	平 中 敏 志 君
産業建設課参事	山 内 功 君
産業建設課参事	藤 田 徹 君
産業建設課主幹	永 田 剛 君
産業建設課主幹	千 葉 靖 宏 君
産業建設課主幹	土 屋 順 一 君
産業建設課主幹	多 田 優 彦 君
保健福祉課長	吉 田 智 一 君
保健福祉課主幹	山 田 美緒子 君
保健福祉課主幹	神 田 節 子 君
教育次長	青 木 彰 君
会計管理者	矢 上 裕 寛 君
国保病院事務長	小 林 嘉 仁 君
国保病院事務次長	今 野 真 二 君
認定こども園長	遠 藤 美代子 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	高 井 秀 一 君
議会事務局書記	田 辺 めぐみ 君

◎開会の宣告

○議長（村山義明君） ただいまから平成28年第3回中頓別町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、細谷さん、6番、東海林さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

細谷さん。

○議会運営委員長（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。

平成28年第3回中頓別町議会定例会の運営に関し、8月10日、9月1日及び9月5日に議会運営委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1つ、会期について、本定例会の会期は本日9月14日から9月16日までの3日間とする。なお、本日は南宗谷福祉会特別養護老人ホームの敬老会に議長、町長が出席するため、昼食休憩後の再開を1時30分とする。会議に付された事件が全て終了した場合は、会議規則第7条の規定により、会期中に閉会する。

2、本日の議事日程については、日程第1号のとおりである。

3、一般質問について、通告期限内に通告したのは6議員である。なお、本定例会の一般質問から答弁調整等の休憩時間を除き質問、答弁を合わせて1人につき60分の時間制限を設けることとしたので、質問議員、町長を初め答弁者におかれては、これまで以上に簡潔明瞭な質問、答弁を心がけるようお願いいたします。

4、町長提出議案の取り扱いについて、議案第62号及び第68号はいきいきふるさと常任委員会に付託して審査する。その他の議案は本会議で審議する。

5、決算審査について、議長発議により全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、平成27年度中頓別町各会計決算における認定第1号から認定第8号を付託して、会期中に審査を行う。なお、その際、地方自治法第98条第1項の規定により検閲、検査権限を同委員会に委任、付与する。

6、意見書について、地方財政の充実・強化を求める意見書（案）は、西浦議員から発

議される。林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）は、長谷川議員から発議される。北海道内における地方バス路線維持を求める意見書（案）は、長谷川議員から発議される。

7、閉会中の郵送陳情等の取り扱いについて、全議員に写しを配付する措置をとり、議長預かりとした。

8、本日の会議の冒頭から一般質問終了時まで、またあしたから予定されている決算審査特別委員会を役場町民ホール及び町民センターに設置されたテレビに配信する。

これで議会運営委員会報告を終わります。

○議長（村山義明君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日9月14日から9月16日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日9月14日から9月16日までの3日間とすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告及び監査委員の例月出納検査報告、町長からの第7期中頓別町総合計画前期実施計画の第17回変更報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

南宗谷消防組合議会報告は、組合議員からいただきます。

長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） それでは、報告申し上げます。

平成28年9月14日、中頓別町議会議長、村山義明様。

南宗谷消防組合議員、細谷久雄、長谷川克弘。

南宗谷消防組合議会報告。

このたび南宗谷消防組合議会が招集されたので、その結果を次のとおり報告いたします。

1、会議名、平成28年第2回南宗谷消防組合議会臨時会。

2、日時、平成28年8月30日（会期1日）午前11時開議。

3、場所、南宗谷消防組合消防庁舎コミュニティ消防センター（枝幸町）。

4、出席議員、細谷議員、長谷川議員。

5、会議結果、議事日程のとおり進行し、報告第1号 監査委員報告については、平成

28年4月分から平成28年7月分までの一般会計が正確であると認められた。議案第7号 公有財産の取得について（小型動力ポンプ付水槽車購入）では、南宗谷消防組合中頓別支署に配置される小型動力ポンプ付水槽車の入札が8月19日、中頓別町役場にて指名競争入札で行われ、その結果、株式会社北海道モリタ（札幌市）が5,518万8,000円にて落札した旨の報告があり、原案どおり可決された。

以上、報告申し上げます。

○議長（村山義明君） 所管事務調査報告は、いきいきふるさと常任委員会委員長からいたさせます。

東海林さん。

○いきいきふるさと常任委員長（東海林繁幸君） 議長への報告書の朗読をもって報告にかえさせていただきます。

平成28年8月16日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、東海林繁幸。

所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

調査事項、（１）、特別養護老人ホーム長寿園増改築工事について、（２）、歯科診療所委託契約者の法人化について、（３）、子ども・子育て支援事業計画の修正についてのうち①、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）についてと②、子育て世代包括支援センターの設置についてを調査しました。（４）、家屋倒壊物件（市街地）への緊急対応について、（５）、旧丹波屋旅館の今後の取扱いについて。

調査の方法、資料による説明聴取。

調査の期間、平成28年8月10日。

場所、議場。

調査の結果、（１）、特別養護老人ホーム長寿園増改築工事について。平成27年度設計委託料920万円、平成28年度から平成30年度までの3カ年で工事費7億5,070万9,000円、備品購入費7,312万5,000円の事業費総額8億3,303万4,000円で増改築工事を実施し、事業費総額のうち、過疎対策事業債7億1,560万円、北海道交付金4,700万円、基金取り崩し7,034万4,000円で実施するものである。

（２）、歯科診療所委託契約者の法人化について。町立歯科診療所の委託契約について、現在個人契約している杉澤宗一郎歯科医師から、平成29年度に法人を設立し、法人設立後、町立歯科診療所の委託契約を個人から法人に変更したい旨の提案があった。杉澤歯科医師は、法人設立準備のため一時離町し、法人設立までの間は杉澤歯科医師が雇用した別の歯科医師との委託契約を締結する。法人設立後は再び杉澤歯科医師が本町での診療を開始するという内容である。町としては、個人住民税のほかに法人税収入を見込めるメリットもあることから、杉澤歯科医師の提案を受け入れたい。

(3)、子ども・子育て支援事業について、①、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）。本年10月から、保健福祉課にファミリー・サポート・センターを開設する。地域における育児の相互援助活動を推進するため、援助を受けたい会員が援助を行う会員に利用料を負担し実施する。30分当たり400円の利用料に対し、町からの助成を行うための条例を9月の第3回定例会に提案したい。②、子育て世代包括支援センター。平成29年4月から、介護福祉センター内に「子育て世代包括支援センター」を設置する。母子保健と子育て支援の両面からの支援を一体的に提供するため、専門的な知識を有する職員を配置し、妊婦期から子育て期までの相談窓口としてきめ細かな支援に取り組む。

(4)、家屋倒壊物件（市街地）への緊急対応について。相続人が不明である市街地の倒壊家屋について、当面、トタンや木片が飛散しないよう、民法第697条「事務管理」の規定による応急的な対応を実施したい。今後空き家、空き地の管理に関する条例を整備している他市町村の状況を調査して12月の第4回定例会に条例を提案したい。

(5)、旧丹波屋旅館の今後の取扱いについて。登録有形文化財旧丹波屋旅館ができるだけ長く保存されるよう、所有者、保存会が行う保存・保護に必要な修理、修繕等に必要な材料代や冬期間の除雪等の雪対策に係る燃料代の一部を町として支援したい。

6、調査意見、(1)、多額の町費を費やしているので、利用者の定員管理など適正な運営がなされるよう指導監督を十分にすべきである。

(4)については、緊急対応は早期に実施すべき。恒久的な対応は、他市町村の状況を十分調査して、効果的な条例となるよう努力すべきである。

この調査意見の(1)は長寿園の関連、(4)については倒壊家屋の対応ということでご承知おきいただきたいと思います。

以上です。

○議長（村山義明君） これで諸般の報告は終了しました。

◎行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

本件については、町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（小林生吉君） おはようございます。本日から第3回の定例会を招集させていただきましたところ、全議員のご出席を賜りまして開催されますことについて心からお礼を申し上げたいと思います。

私から行政報告を4点させていただきます。

まず、1点目は、中頓別町全社会資源参加シェアコミュニティ構築事業に係るライドシェア実証実験の開始についてであります。地方創生加速化交付金の採択を受けて実施しております中頓別町全社会資源参加シェアコミュニティ構築事業は、地域の様々な人的・社

会的資源を活用することで人口減少下においても持続可能な地域としてまちづくりを進めていくことを目指すものであり、中頓別町シェアリング研究協議会を設立し協議、検討を進めているところです。中でも喫緊の課題となっている地域交通に対応する一つの手段として、地域住民の共助の仕組みによる新たな取り組みを進めることとしておまして、ライドシェアと言われている、いわゆる自動車の相乗りについて、ドライバーの空いている時間と空いている座席を活用した仕組みづくりの可能性を検討するため、8月24日より実証実験を開始しております。現在12名の町民ボランティアドライバーに登録をいただき、無料で町民に利用していただいております。この取り組みは年度末まで実施し、利用者、ドライバーの意見を集約し、課題の整理や今後の仕組みづくりへと役立てていきたいと考えております。

2点目は、宗谷管内町村と東京23区との連携事業についてであります。東京都ではそれぞれの区の総合戦略を受けて、全国の都道府県、市町村との連携プロジェクトを推進しており、北海道内の取り組みとして、4月に北海道町村会と東京都区長会との間で連携協定書が交わされ、それぞれの町村会と東京都23区の連携事業を行うこととなりました。宗谷町村会として、連携先を模索している中、以前より豊富町と交流のあった港区との連携の話が出され、その実現に向けて協議を重ねてきた結果、宗谷町村会として港区との交流を進めていくこととなりました。これまでの取り組みとして、町村長の港区表敬訪問、宗谷管内各町村の担当者及び港区職員の相互視察を行ってきました。さらに今年度の取り組みとして、10月8日～9日に港区で開催される「みなと区民まつり」に参加し、特産品の販売、観光等に関するPR活動を行っていくこととしております。来年度以降の取り組みについては、現在宗谷町村会、港区と協議、相談、検討を重ねている最中ですが、今後の連携事業を強化することにより、それぞれの特色を活かした経済、人的交流を推進することとしております。

3点目、ふるさと納税にかかる返礼品の取り組みについてであります。地域のPR、特産品の宣伝活動や歳入確保の観点から実施に向けて計画しておりましたふるさと納税に係る返礼品提供の取り組みについて、これまで取り組み方法や周知方法を様々な視点から検討してきました。その結果、地元郵便局との連携を目的に、日本郵便株式会社「ふるさとぷらす」に登録し、11月初旬を目途に周知、受付を開始することとしました。当面としては、事前調査で提供したい旨の連絡を受けておりました町特産品2品（はちみつ、砂金ようかん）で周知していくこととしておりますが、今後に向けてはさらなる特産品の開発に力を入れることにより、返礼品を増やしていく取り組みを進めていくこととしております。

4点目は、小規模多機能型ミルクプラント事業についてであります。地方創生加速化交付金を活用し、松音知地区にある農業体験交流施設内で整備を進めてきた『小規模多機能型ミルクプラント整備事業』は、牛乳殺菌器及び瓶詰打栓機等の導入を行い、8月上旬に乳処理業・乳製品製造業及び酪農事業施設開設の許可を受け、試験稼働を行ってまいりま

した。飲用乳向け牛乳は、去る9月3日に開催された北緯45度酪農祭において、お披露目をさせていただき、町民のみなさまに試飲用牛乳を配布し、好評をいただいているところであります。当面は、飲用向け牛乳を町内の商店や道の駅等で週末を中心に販売していくとともに、学校給食やこども館への提供、各種イベント等での活用を主体にとり進めていきますが、今後は特産品の開発に向けた試作に取り組んでいくこととしているところであります。

以上であります。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について質疑はございませんか。

東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 行政報告で非常に取り組んでいるシェアコミュニティ構築事業、これは私も協議会に参加している立場ですので、ちょっと伺いますと、新聞等ではそれなりに町内の方が利用しているということが発足時にはありました。問題は、その後のことなのです。それで、基本的には地域交通の確保ということでは公共交通機関としてのバスにもかわれるような、そういう狙いで始めたものですから、当然町内のバス路線に対応できるように、小頓別地区も含めてそういった利用を私は望んでいたわけですが、これが実際にボランティアドライバーの全て本人が自己負担するというやり方、これはなかなか思いながら心配して、何とかうまくいけばいいなと思っておりました。

それで、実績として町内の市街地の中の利用とほぼ近くのところの利用は、これは逆に言うとハイヤー、タクシー業者の範囲を壊すものですよね。こんな利用は余り本当はしてほしくないと思うのです。ただ、むしろ兵安とか神崎とか松音知、敏音知だとかというようなところに行くような状況でのことが期待されているわけだけでも、実績として町内の利用、市街地の利用でなくてそういったどちらかというところの利用はどんなふうになっているのか、この辺データとしてあるのであれば教えていただきたいと思えます。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（小林生吉君） 一般質問に絡むところもあるかもしれませんが、今回の事業の中で今ご指摘のあった町内の遠隔地から市街地とか、そういった利用についても実際にあるということです。ただ、今の段階で数字的なものはちょっとまだ整理をしておきませんので、今ご質問があったような利用についても今後の可能性があるところというふうな認識を持っておりますので、そういった利用が今後も継続されることを仕組みとしても詰めていければなというふうに思っております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） これは町長が知っているとか知っていないかの問題ではなくて、担当者から例えば松音知は何回行って、兵安は何回行っていると、そんな数字とっているでしょう。どうせあったって1日に1回か2回しかないのしょうから、そのぐらいちゃんと担当者が答えてください。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） 今時点で市街地以外は、上頓別地区に3度、ごめんなさい。ちょっと記憶が、もしかしてふえているかもしれませんが、3度の利用実態があるということは押さえております。

以上です。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これで行政報告は終了しました。

◎報告第4号

○議長（村山義明君） 日程第6、報告第4号 平成27年度中頓別町健全化判断比率の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 報告第4号 平成27年度中頓別町健全化判断比率の報告について、総務課、長尾参事から報告させていただきます。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） それでは、ご報告させていただきます。

議案の1ページをお開きください。報告第4号 平成27年度中頓別町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成27年度中頓別町健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告する。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率につきましては、実質収支が黒字のため算出されません。実質公債費比率につきましては前年度の8.6%から3.8%減の4.8%となり、早期健全化基準の25%を下回っておりますが、監査委員からの是正改善を要する事項のとおり、今後とも公債費負担適正化計画等に基づいた公債費比率の通減に努め、より一層財政の健全化を図りたいと存じます。

以上をもちまして報告第4号とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告済みといたします。

◎報告第5号

○議長（村山義明君） 日程第7、報告第5号 平成27年度中頓別町資金不足比率の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 報告第5号 平成27年度中頓別町資金不足比率の報告について、同じく総務課、長尾参事から報告させていただきます。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） それでは、報告いたします。

4ページをお開きください。報告第5号 平成27年度中頓別町資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成27年度中頓別町資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告する。

特別会計の名称、国民健康保険病院事業、水道事業、下水道事業、ともに資金不足比率はございませんでした。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告済みといたします。

◎一般質問

○議長（村山義明君） 日程第8、一般質問を行います。

本定例会では6名の議員から一般質問の通告がありました。

議会運営委員会の報告のとおり、今定例会から質問1人につき60分の時間制限を設けることとしましたので、質問議員、町長を初め答弁者におかれてはこれまで以上に簡潔明瞭な質問、答弁を心がけるようお願いいたします。

順番に発言を許します。

受け付け番号1番、議席番号5番、細谷さん。

○5番（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。受け付け番号1番、議席番号5番、細谷でございます。中頓別町の暑さもようやく峠を越し、朝夕はめっきり涼しくなってきました。それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

私からは、きょうは学校給食費の無料化について1点お伺いをいたします。現在給食費は保護者が負担している状況だが、給食費の無料化に取り組んでいる自治体が年々少しずつふえている。長引く不況、収入がふえない、保険料等の値上げで保護者の負担がふえている。保護者に求められる教育に関する負担の軽減を図り、子育て環境の向上を目指すために地域社会全体で子育てを支える方策として、給食費を無料化することは意義深く、大きな価値があると考えます。子供たちに対して当町が行っているさまざまな取り組みの一環として、ぜひ学校給食費の無料化を進めるべきと考えますが、いかがが。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 細谷議員のご質問に答弁させていただきます。

学校給食法では、給食の実施に必要な給食センター等の施設や設備の維持管理に要する経費、運営に伴う調理等に従事する職員の人件費は設置者の負担、それ以外の学校給食に要する経費、いわゆる食材費でございますが、これは保護者の負担となっております。現在小学生は1食241円、年額4万8,200円、中学生は1食281円、年額5万6,200円の給食費を負担していただいております。また、給与等の所得額により学用品費や給食費など子供の学校生活に必要な経費の一部を援助する就学援助制度があります。この制度を受けている児童生徒には給食費を全額援助しています。今後子ども・子育て支援事業を検討する中で、学校給食費のあり方、無料化、軽減等についても協議する所存でございます。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、ただいまのご答弁を伺いまして、再質問させていただきます。

日本における子供の貧困率は、2014年の厚労省の発表によると16.3%、6人に1人、約328万人が貧困状態にあります。また、沖縄の新聞報道では子供の貧困率が29.8%と全国平均の2倍近い沖縄県では、とりわけ衝撃的だったのは子供が小学校1年生の段階で貧困層の親の28%が大学進学を断念していると答えたアンケート調査の結果でした。OECD、経済協力開発機構によると、日本は学校など教育への公的支出がGDP、国内総生産に占める割合は31カ国中最下位で、家計に占める教育費の負担は重い状態であります。子育てや教育にお金がかかり過ぎる、これは多くの町民の切実な声です。そもそも憲法では義務教育は無償とされていますが、あらゆる教材費や児童会費、PTA会費、学年によっては修学旅行積み立て、卒業アルバム積み立てなど、あらゆる費用が徴収されています。こうした現状にこそ問題があるのであって、教育費の父母負担を軽減することが必要であると思います。

ちなみに、学校給食費の無料化に取り組んでいる自治体として、北海道では三笠市が学校給食費の無料化に踏み切っています。学力世界のフィンランドでも貧困撲滅を目指す南米のボリビアでも学校給食費は無料です。子育てするなら中頓別町と考えるならば、こうした流れに学ぶべきではないでしょうか。

私は、この義務教育段階での無料化への取り組みは単に少子高齢化対策や子育て支援にとどまらず、子供たちの教育環境への配慮という面でも非常に重要なことだと思います。子供たちが心身ともに健康で未来の中頓別町を支える存在になることを考えたとき、学校給食に関して今の大人に何ができるかを真剣に考える必要があります。

欧米では、教育は親の責任という考え方より社会が育てるという発想で、教育費に充当される税金の割合が高いことが特徴です。日本では、長引く景気の低迷により、家計の中では教育費の占める割合が高くなっており、子育ての環境悪化が懸念されています。日本国憲法第26条では、全ての国民が法律の定めるところにより、この能力に応じてひとし

く教育を受ける権利を有する。全て国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。このことについては、最高裁判所の判例によると無償の範囲は授業料がここに相当するとなっており、学校給食に要する費用はこれには当てはまらないと考えられています。また、先ほど教育長が述べられた学校給食法第11条で、学校給食の運営に必要な施設、設備の整備費、調理従業員等の人件費は学校給食を実施する設置者である町の負担であり、それ以外の経費は保護者が負担するべきものとも規定されています。しかしながら、旧文部省発行の学校給食指導の手引では学校給食は実際の食事という生きた教材を通して正しい食事のあり方や好ましい人間関係を体得することを狙いとして行われる教育活動であり、教育課程では特別活動の学級活動に位置づけるとされています。また、平成20年3月に公示された小学校及び中学校の学習指導要領では、第1章、総則に学校における食育の推進が位置づけられるとともに、関連する教科等においても食育に関する記述が充実されました。このことから、食に関する指導は、関連する教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校教育活動全体において学校給食を教材として活用をし、指導目的に基づいた指導を発達段階に配慮しつつ、計画的、継続的に行うことが求められていますと書かれています。私は、まさに学校給食は義務教育の一環で、無償に値するものだと思いますが、教育長の考えを伺います。

それともう一点、小学校、中学校における就学援助制度を受けている児童の数と給食費滞納者の現状についても伺います。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） ただいまの再質問に答弁させていただきます。

まず初めに、学校給食費の無料化について教育長としてどう考えるかということですが、三笠市が平成18年度から小学生のみ無料化にしているということについては私のほうでも存じております。法律的には、第11条は明確に設置者が負担するもの以外、それ以外の学校給食に要する経費は保護者の負担というふうになっています。これを無料化にするということは、何らかの手だてが必要かというふうに思います。三笠市の状況については、補助金という形で保護者に給付して、それを改めて納入してもらうというような形をとっているというふうに私は存じております。学校給食費については、これもいろんな考えがあると思うのです。ざっくりばらんに言いまして、子供のいる家庭とない家庭では考え方も変わってくると思います。学校給食を無料化にするということは、町民の人にとっては子供の教育を温かく見守っているというような考えと考えておられる方もおられるかと思えますし、逆にもう自分たちは子育ては終わってしまったというような方もいるのかなというふうに思います。無料化にするか、あるいは軽減するか、ここでこうだということは明確には申し上げられません。今後協議する中でよりよい方向に進むことを目指していきたいというふうに思います。

それから、2つ目の質問ですけれども、就学支援を受けている児童生徒の人数でござい

ますけれども、平成28年度の場合は小学校で6名、中学校で1名となっています。

それから、滞納者ですけれども、私が知る限りで調べたところによりますと、滞納者はここ10年間おりません。非常に町内の学校給食会計は健全な状況であると私は認識しています。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、再々質問させていただきます。

再々質問では、町長にお伺いいたします。アベノミクスのもとで貧富の差が広がり、貧困化が深刻な社会問題になっている中で、教育費負担の軽減はますます重要です。学校給食費の無料化は、保護者の経済的支援のためにも子供が安心して勉強に打ち込むためにも子育ての不安を解消するためにも喫緊の課題だと考えます。最近の児童生徒の中には、朝食の欠食、肥満傾向、過度の痩身が見受けられることがあります。これらは将来の生活習慣病との関係も指摘され、身についた食生活は大人になっても改めることは困難です。成長期にある子供の食育、徳育は、健やかに生きるための基礎を培うことを目的としています。また、地域を理解することや食文化の継承、自然の恵みや勤労の大切さを理解する上で食は重要な教材になります。学校における食育の中心は給食で、学校給食は生きた教材であると私は思います。

小林町長は、平成28年度町政執行方針で子育て支援、教育の充実、健やかで心豊かな子供を育てる環境づくりで、子供の貧困や虐待に関する問題を見逃すことがないように必要な体制を構築して、その対策にも取り組んでまいりますと述べました。保護者に求められる教育に関する負担の軽減を図り、子育て環境の向上を目指すために地域社会全体で子育てを支える方策として給食費を無料化することは意義深く、大きな価値のあるものだと思います。また、少子化、人口減少策の調査によれば、子育ての悩みのトップは出費がかさむこと、出産、子育ての整備推進のために最も力を入れるべきものは経済的支援の充実となっています。

そこで、かつて造船業で栄えた兵庫県相生市の給食費無料による確かな成功例を1件述べたいと思います。平成23年度から無料化を実施した兵庫県相生市は、幼稚園から中学校まで2,500人の給食費、約1億1,000万円を市が全額負担している。同市は、昭和49年に4万2,000人だった人口が平成22年には3万1,000人にまで減少、15歳未満が占める割合は11.6%で、県内最低レベルだった。だが、無料化効果はすぐあらわれて、平成25年度は転入者が8年ぶりに転出者を上回った。同市の取り組みで特に目を引くのがこの学校給食を250円で地域のお年寄りに提供していることだ。高齢者の孤独化を防ぐために交流の場を設け、高齢者と子供たちの交流にも役立っているそうです。高齢者のランチルームは、児童数減少による空き教室を活用、2年間で延べ1万人が活用しているそうです。このような成功例を踏まえ、町長として学校給食の無料化をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 私の考え方といたしましては、現時点では先ほど教育長が述べたとおりでありまして、今後の、今後といいましても来年度に向けて今年度中に内容をまとめて、また議会にもお諮りをしたいというふうに思っていますけれども、子ども・子育て、教育に係る町としての支援を制度化したいというふうに考えております。

先ほどお話がありました貧困率、町内における家庭の、各世帯の経済状況なんかについてもある程度把握をさせていただいているところであります。これを先ほど言いましたように見逃すことがあってはならないというふうに思っていますし、経済的な支援だけではなくて、先ほどあった虐待がないということも当然でありますけれども、ファミリー・サポート・センターや子供包括支援センターの設立などでソフト面も含めて充実を図りながら、抜本的にこの問題について制度化を考えていきたいというふうに思っているところであります。基本的には、妊娠期から高校を卒業するまでぐらいの期間を通して、それぞれのステージで今現在の支援、町としての支援の状況だったり、そういったようなことも整理をした上で、どこにどういった支援をしていくのかということについてまとめた上でお諮りをさせていただきたいというふうに考えているところです。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、行政としてのご答弁は要りませんが、最後に石川啄木の歌ではないですけども、「貧乏物語」の中にあるように働けど働けど我が暮らしなお楽にならざりというようなことのないように、子ども・子育て支援事業として中頓別町では高校卒業まで医療費無料、第2子目から保育料全額無料などの支援を行っておりますので、今後はぜひとも学校給食費の無料化の検討を考えていただきたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（村山義明君） これにて細谷さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号2、議席番号4番、宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 受け付け番号2番、議席番号4番、宮崎です。1問目は、社会人採用の是非について伺います。

平成24年に一度計画しながら、採用基準の曖昧さなどによって実現しなかった社会人枠の採用試験が昨年初めて実施されました。これにより新たに2名の町職員がふえ、ことし4月には6名の職員が新規に採用されましたが、今後も社会人枠の採用は続けていくのでしょうか。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

当町の職員年齢構成に関して従前より説明してきたとおり、現在30代の職員が極端に少なくなっていることから、次年度の退職者の状況を勘案しながら、今後も社会人枠での採用も検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 説明してこられたというのはそうかなと思うのですが、そ

れもここまで伺ってきたのは私が一番多いかなと思うので、そういうことはわかっているつもりではいるのですけれども、根本的に30代の職員が少ないというのは説明として適切なかどうか。例えば29歳と30歳、39歳と40歳に何か違いはあるでしょうか。これ年代の話だけではないかなと思うのです。どこの世界を見てもらってもわかると思うのですけれども、特に仕事に関して年功序列なんていうものは一部の給料表くらいで、給料表であっても年齢だけで決まるものではないと思います。一歳でも年上なら能力もすぐれているなんていうこともないわけですから、比較をすれば少ないというだけの話なのですけれども、まず人数というものに関して今回2名ふえたということになると思うのですけれども、30代の職員というのは結果的に何名になったのか。

また、そのように10代、20代、特に20代後半の職員というのはすぐに30代になるということは明らかなのですけれども、昨年9月、まさに今からちょうど1年前に試験が行われたわけですが、ことしはなぜ実施をしないのでしょうか。昨年の実施に関しては、当初一人でも採用できればというところで一気に2名採用したわけですが、だからもう十分ということも考えられると思いますし、退職予定の方はいないのか、または例えば地域おこし協力隊の期限が迫ったときにだけ実施をするのか。

それと、採用基準についてですが、試験は小論文と面接ということだったと思います。ただ、これについては新卒採用の方が受けてきている筆記試験なども取り入れるべきではないかなというふうに私は思います。民間で働いている方に公務員になろうと勉強してきた新卒の方と同じ点数を求めるのは酷かなと思うのですけれども、試験自体は受けていただいて、その点数も判断基準の一つとしてはいかがでしょうか。履歴書と小論文と面接だけでは、客観的に判断するのは難しいと思います。聞くところによると試験の途中で帰ってしまった人もいないかということも聞いたのですけれども、これは例えば想定していた小論文のテーマと大きく違ったのかなと、何かそんなふうに思ったりもするのですけれども、この点についても伺いたいと思います。つまり最低限の採用基準も明確なものがないということなら、やっぱり受ける人のことを全く知らない町民以外の第三者を試験官にしなければ平等な判断はできないのではないかなと思うところであります。

また、性格分析であるとか、健康診断というのは行われているのでしょうか。新卒の採用基準には含まれていると思うのですけれども、今回採用された2名のうちの1名は採用日から一月おくらせて、けがをした状態で来られたというふうに聞いております。その後もすぐに休職をされて、半年を優に超えて休まれ、8月1日でしたか、先月の頭から復職したということで、これはけがが原因だったのか。試験のときまたは試用期間中に支障が発覚した場合には、試験を受けたほかの方の採用も考えられると思いますので、社会人採用の試験、試用期間ということについても再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、後でちょっと担当から補ってもらうところもありますけれども、私の答えられる範囲でお答えをさせていただきたいというふうに思います。

先ほど答弁の中で30代の職員という言い方、確かにこれはちょっと説明不足だったというふうに思います。今の年齢で申し上げますと29歳から41歳までの中で、昨年の段階では職員が1人しかいなかったということでありまして、この13年世代というか、その部分で1人しかいなかったところを計画的に埋めていけないかというのが基本的な考え方になるということです。ことしの4月段階の年齢でいうと42歳から44歳のところで職員が8名いるのですけれども、その後今申し上げましたように13年間で1人しかいないと。ここ数年間の平成21年ぐらいからの採用の中で、若い職員、事務職でいえば15人ぐらい職員を採用しているのですけれども、ちょうどこの間が1人しかいなかったというような状況の中で、将来的なバランスを考えていったときに、この間を社会人の採用をしていく中で埋めていくことで年齢構成のいびつになっているところを少しでも解消したいというのが現段階の考え方としてあるということでありまして。

ことしの採用につきましては、技術系の職員の採用を優先しているということで、これまで募集をしてきています。今後につきましては、今退職の調整協議をしているところもありますので、そのあたりを踏まえて改めて年度内の募集をするかしないかというようなことについては判断をしていきたいというふうに思います。

それと、職員の採用基準、おっしゃるとおり小論文、面接だけでいいのかということころはあろうかというふうに思います。この試験方法については、今回初めて社会人を採用したという経緯もあるので、そういった職員の今後の職員としての能力向上の状況なんかも見きわめた上で、足りない要素なんかは取り入れた選考方法を考えていくべきであるというふうに思っています。

性格分析については、これにつきましてはことしの技術系の職員の採用から取り入れて行っているということでありまして。

あとは、ちょっと総務課長のほうから補わせていただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 私のほうから何点か、漏れたらまた指摘してください。

まず、地域おこし協力隊の期限が近づいたときだけ実施するのかというお話でしたけれども、決してそういうことではありませんので、ひとつよろしくお願いします。

それから、昨年実施された社会人枠の途中欠席の話がありました。私も今初めて知りました。私自身が初めて知りました。その辺の情報はどちらから聞かれたのか私もよくわかりませんが、私自身もその辺についてはよくわかっておりません。ただし、内容等について当時そこに出席していた試験官というか、担当の話からいけば、多分論文等の対応に関して非常に対応に苦慮していたというような状況はあったというふうに聞いておりますので、もしかしたらそこが原因だったのかもしれないと思いますが、具体的な理由は明確になっているわけではないということをお願いしたいと思います。

それと、面接者についてでありますけれども、町は従前から職員だけの面接ではなく、民間の方の出席というのを原則的に規定しています。よって、昨年もそうですが、ことし

もそうでありますけれども、民間からの事業者で、それに係る多くの職員を採用しているところの方に試験官をお願いして面接をしていただいているということでもありますので、決して職員だけの中でやっているということではないし、町長自身がそこに直接出席して対応しているわけではないということで、そこら辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

あと、欠けている部分何かありますか。

(何事か呼ぶ者あり)

○総務課長(遠藤義一君) そのこの部分については、なぜおくれてきたかという、それは従前勤めていた会社の自分の持っていた仕事の整理ができていない中で来るわけにいかないということで、それをきちっと終わらせて、それから町のほうに来たということでもありますので、けがとの関係だとか、そういうことはありません。

以上です。

○議長(村山義明君) 宮崎さん。

○4番(宮崎泰宗君) わかりました。なかなか時間もないもので、次の質問に移りたいと思います。

2問目は、出生祝金の見直しについて伺います。入籍したら現金で30万円という結婚支援制度が創設されたのですから、商品券で3万円、おむつ、ごみ袋という出生制度も見直すべきではないでしょうか。結婚支援と同じように、最低でもことし4月1日以降の出産からさかのぼって適用できる制度を次期定例会までに提案してはいかがでしょうか。

○議長(村山義明君) 町長。

○町長(小林生吉君) ご答弁申し上げます。

いきいきふるさと推進事業での子育て支援事業として商品券3万円分、おむつ、ごみ袋の交付の取り組みについては、平成25年4月より現内容で実施しております。この事業の取り組みについては、これまでも一定の成果があったものと考えておりますが、人口減少問題、地方創生の取り組みとしても内容の見直しが必要な時期とも考えられます。現在子ども・子育て対策として、町全体の施策の見直しに着手しており、その中でいきいきふるさと推進事業としての実施状況やその効果等を踏まえて、見直しについて内容や時期などについてもあわせて検討してまいりたいというふうに思います。

○議長(村山義明君) 宮崎さん。

○4番(宮崎泰宗君) まず、一定の成果というのは具体的にどのようなことが考えられるのか。また、結婚支援金制度のほうの成果はどうであるか。これを機に入籍されたご夫婦というのもしらっしゃったのではないかというふうに聞いたりもするのですけれども、出生祝いのほうに関してはこれがあるから出産に前向きになれたというのは、私が知らないだけかもしれないですけども、聞いたことというのはないので、その点やはり金額的な整合性というのも必要なのではないかなというふうに思うのですけれども、この点いかがか。

また、結婚で30万円ということなら、もっとお金がかかる子育ての始まりにはそれ以上の支援があってもいいのではと思うお父さん、お母さんからの声が出てきても不思議ではないと思いますので、この点いかがか。

それと、結婚についても出産についても町民の皆様からの支援またはお祝いですから、制度を受ける方はやはり広報の「えんぐみ」であるとか「うぶごえ」というところでお知らせいただくべきだというふうには思うのですけれども、これまでは全件掲載されていますでしょうか。もしこれまでに名前などを掲載する了承がいただけなかった方がいたとしても、最低限件数だけでもこれをお知らせすべきではないかなとも思うのですけれども、この点についてもいかがか。

それと、先ほどのご答弁の後半の部分になるかと思えますけれども、結婚支援金と同じようにやはりこういったことは早ければ早いほどいいと思うのですけれども、そういうことで私はわざわざ12月定例会までにはということでは伺っています。にもかかわらず、次期定例会までに検討するのもしないのか、いつまでに検討した結果を報告するのか、期限を定めずに検討するというのは何もしないということだと、政治用語としてもこれは公のものとなっていますので、いつまでに検討し、その結果を反映するのか。これは最初から質問しているわけですから、この点についても明確に再度お答え願います。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（小林生吉君） では、お答えしたいと思います。

まず、申しわけありません。一定の成果というような表現でありますけれども、これらの交付について、いただいた方にも喜んでいただいているというところというふうにご理解をいただければというふうに思います。さすがにこれがあるから子供を産もうとかということではないかなというふうに思います。

それと、2点目の結婚で30万円、それ以上の支援というお話でありますけれども、この辺の出生に対する支援、1子からなのか、1子、2子、3子とあると思うのですけれども、それぞれどういった考え方で支援をしていくのが望ましいのかということについて、今ご提示があった金額も含めて検討させていただければというふうに思います。

3点目は、後から総務課長からお答えさせていただきたいと思えます。

あと、今回のご提案のような内容に関する検討でありますけれども、先ほどの細谷議員の質問とも絡むところでありまして、12月までの間にこれらを取りまとめぜひ常任委員会などで調査していただく機会を持っていただいて、その際にお示しできるような準備を進めていきたいというふうに思います。その中で遡及するかどうかということについても、現段階ではちょっと明確に申し上げられないかなというふうに思いますけれども、検討はさせていただきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 広報等への掲載の関係でありますけれども、私が知っている範囲では結婚、それから出産に関して拒否をされたということは承知はしておりません。

ただ、それまでの間にもしかしたらそういう例があったのかということについては詳細についてちょっと調べさせていただいて、もしそういうような状況があればご報告させていただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） わかりました。ぜひ次期定例会までに検討していただけたらなというふうに思います。

それでは、3問目、次に移りたいと思います。3問目は、町民からの苦情について伺います。近隣住民からの苦情や有害鳥獣の捕獲があり、小学校近くの廃屋を撤去することですが、それ以前にも別な廃屋撤去などの要望を受けているのではないのでしょうか。

固定資産税の賦課徴収等に影響する町内の状況調査は定期的に行われていないのではないのでしょうか。

また、「町長がおじゃまします」などでは具体的にどのような苦情や意見があり、どのような対応をとっているのか伺います。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

小学校近くの廃屋については、解体するというものではなくて、学校及び近隣住民の安全を確保するため飛散防止対策を講ずるとするものであります。廃屋の解体や撤去に関する相談はほかにもあり、今後はこれらの対策について検討していきたいというふうに考えております。

固定資産税賦課物件となる家屋に関する現状把握のための調査に関しては、年2回、春、秋を基準に担当者が町内の巡視を行っております。

「町長がおじゃまします」で出された意見や苦情等に関しては、毎年懇談会の終了後に取りまとめて所管課に伝えるとともに、対応状況を確認することにしていきます。昨年度の具体的な事例としては、人口減少への対策、新規就農への支援策の拡充、天北線バスの存続などの意見が出されたほか、下水道の悪臭、道路排水溝設備の破損などの苦情もあり、これらについて対応させていただいているところであります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） この対策についてなのですけれども、今のところは飛散防止対策ということで、これは所有者の関係者と連絡などがとれない場合には今後は町で撤去することを考えているというような常任委員会での説明だったと思うのですけれども、その後何か進展はあったのでしょうか。まず、1点。

それと、私も実は以前町長が保健福祉課長のときに同じような件と言えいいのでしょうか、お話しさせていただきまして、ご近所づき合いとか人間関係にも影響するからということでしたが、衛生的な問題があるならそんなことも言っていられないわけですから、その点はたしか調査をしていただけたということだったのですけれども、この点は覚えていらっしゃるのでしょうか。また、今後の検討というものに含まれているか、この点について

も伺います。

また、そういったことも含めて家屋調査で年2回町内を巡視しているとありますが、ちょっと私そういう場面を見たことがないので、信じられない部分であるのですが、これは広報なんかでは啓発のようなことはされているような感じはするのですが、地方税法でも年に1度は見て回ることというふうにはされていると思うのですが、なかなか巡視しているところをお目にかかる機会はありません。何か昔はしっかりやっていたのではないかというふうにも聞いているのですが、ここ数年は来たこともないよなんていう人も多いのではないかなと思うので、ここ数年、例えば何年には何月何日に巡視してきたということがもしわかれば、この点についても再度伺いたいと思います。

それと、これも建物の話といえばそうなるのではないかなと思うのですが、ちょっと違った案件として、例えば黄金湯、銭湯です。銭湯の排煙、またはそのにおいについてもやっぱり苦情のようなものも出ているのではないかなというふうに思うのですが、この点いかがか。洗濯物を外に干せなくなったとか、火事と間違えるくらいのおいや白や黒の重たい煙が充満しているとか、銭湯自体はもう今や利用者にとっては欠かせない施設となっていることはわかります。ただ、ほかの方が住みにくい町になってもいけませんし、森のかけらなどの自然の恵みを活用していただいているというのは素晴らしいことだと思うのですが、もし万が一有毒な塗料などが含まれているかもしれない廃材などを燃やすというようなことは真逆の環境破壊になってしまうと思いますが、この点どんなものかなと思います。そういったものが使われているかどうかはわかりませんが、せめて煙突ぐらいは都会の銭湯などと同じように環境対策を講ずるべきではないかなと思うのですが、これってかなり重要な問題ではないかなと思います。「町長がおじゃまします」の中でも出ていたのではないかなと。だから、できれば最初からご存じであればお答えをいただきたいのですが、この点ご記憶にございますでしょうか。どう思われるか、再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、廃屋の解体関係でありますけれども、たしか平成26年度から施行されていると思うのですが、空き家等の処理に関する国のほうの法整備も進んでおりまして、それについてまだまだ取り組んでいる自治体は多いわけではございませんけれども、要するに行政代執行して危険廃屋を解体して所有者に費用を請求するというような仕組みが最終的な方法になると思うのですが、もともとはもちろんそれは管理者に適切な管理を促すというようなことがあるというふうに思いますけれども、それらの仕組みを平成29年度からスタートさせられるようにということで、産業建設課のほうで検討を進めてもらっているところでもありますけれども、まだ具体的にそれらの内容が示されて私のところで協議できるというところまでは至っていませんけれども、それらの国の法律に基づいて対応がとれるような体制を町としても構築をしていけないかということで、これからも作業を進めていきたいというふうに思っています。

それと、先ほど言った私が保健福祉課長時代の宮崎議員から直接伝えていただいた案件については、その年については降雪期も近かったということもあってすぐできませんでしたが、翌年になって所有者のほうにお願いをして、順次整理をしていきたいというようなお話をしていただいているというところでもあります。

あと、巡視の問題は後から総務課長から答えていただきたいと思います。

あと、黄金湯からの排煙の問題については、私も去年の懇談会で出されていることについてはちゃんと記憶しておりまして、それらの対応ができないかということについては所管のほうには振られているということでもありますけれども、基本的には不適切なのか、塗料だとか、そういう化学的なものが含まれているような廃材は燃やさないようにするというようなことは話としてありましたけれども、抜本的に煙突を高くするとか、そういったような対策等についてはまだ未検討なところもあるのかなというふうに思います。できる範囲での対応についてはしていくけれども、十分でないところもあるのかなというふうに思います。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） それではまず、戸籍等に関する調査が進展しているかということではありますが、基本的には前回からお話ししたとおり持ち主である方の兄弟に関する調査を順次今行っております。全て終わっているわけではありません。その中でも非常に厳しい状況がありますので、この辺の対応については内容を十分精査した上で考えていきたいというふうに思います。

それから、巡視の部分では基本的に今担当者のほうは春、雪解けと、それから秋口、特にあと農家なんかは新しい建物を建てたときに届け出があるわけですが、当然そのときにそこに調査に行くわけで、それらを利用して周辺等の状況というものを把握をすべきこととなります。ただ、中には届け出を出さない方がいるわけで、そういう部分については当然届け出が義務づけられているにもかかわらずそういう状況があった場合については、それは指導をしなければならないということでもありますので、その辺については今後厳しく対応することも考えていかなければならないのかなというふうに思います。ただ、原則としては、きょうやりますよというような表示をしてやっているわけではありませんので、特別抜き打ちでやっているわけではありませんが、都度機会を見つけながら春と秋に重点を置いて周辺の環境、建物の状況を目視しながら、新しい建物があつた場合については当然届け出を出していただいて、それに対する対応を町としてやっていくということになろうかなというふうに思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今回の巡視の関係で再度1点だけお伺いしたいなと思うのですが、届け出がなければなかなか行く機会というのもできないのかなというところなのかなと思います。巡視をするときに町全体を見れるわけではないということなのか、これはつい最近、つい最近といってもそんなにすごく最近の話ではないですけども、建物の所

有者がいなくなって、亡くなってしまって、いろいろ調べてみたら何の登記もされていなくて法務局のほうで困ってしまったというような例が恐らくおわかりになると思うのですが、あつた。これは、届け出もなかったかもしれないけれども、調査不足ということもあると思うので、町でやっぱりその建物を一回は定期的に調査をするということが必要なのではないかなと思いますが、その点だけもう一度お伺いします。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 登記に関しては、原則登記をされているべきものが登記をされていないというのは、昔の古い建物に関してはそういうものは見受けられることは事実だと思います。よって、我々が個別に一つ一つの物件に対して調査をかけていくということは、現況としては届け出があつて、申請があつて初めてその内容を確認をするという手続はそういう形ではやっていますので、今後もそれは継続的にはやると。ただ、不明物件になっているか、ならないかというのは名寄せの部分で整理をかけていく必要性がありますので、そこもしっかり整理をして対応していきたいというふうに思いますので、今後の部分についてはそういう形でご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） それでは、次の質問に移りたいと思います。

4問目は、ライドシェアは違法かということで伺います。本町では、ライドシェアの調査が進められているようですが、全国でも例のない無償の住民タクシーには問題が多いのではないのでしょうか。町内外を走る既存の有償旅客運送に少なからず影響を与えることは適切でしょうか。

人を乗せることの重い責任を考えたら、中頓別町独自のバス会社などを立ち上げ、運送業界との共存を図るべきではないのでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 答弁申し上げます。

ライドシェアの実証実験は、住民の方々の共助による仕組みを通じた地域の足を支える一つの手段としての取り組みであり、利用者やドライバーの意見や感想を積み上げ、取り組みの成果を踏まえて今後さまざまな議論を通じてその方向性を見出していきたいというふうに考えております。また、無償によるライドシェアに違法性はなく、北海道運輸局旭川運輸支局や既存の有償運送の取り組みとも調整を図ってきているとともに、共存の可能性について模索しているところであります。さらに、安全対策としてドライバーの登録を行う際は過去に重大な事故や違反を起こしていないか確認するとともに、登録後も安全講習を受講していただくなど必要な対策を講じているほか、万が一の事故対策としては補償額などの関係からドライバーが加入している保険で対応できない範囲がないよう町としても二重に保険に加入するなど安全な輸送ができるよう努めております。

質問にあります中頓別町の独自バス会社立ち上げという案につきましては、実証実験の結果等とあわせ今後の中頓別町の交通のあり方を構築するための参考とさせていただき、

今後も検討を進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今後この実験を通して方向性を見出していきたいというお答えではあるのですけれども、今やっているライドシェアというものと全く違った形というのも議論されていくのでしょうか。新聞報道なんか見させていただきますと、基本的には今の形で来年度からの本格導入を考えているような感じを受けるのですけれども、ただそれって本当に大丈夫かなと思うところで、今は実証実験ということで何か許される部分もあるかもしれませんが、中頓別町が無償のライドシェアを行うことが報道されてすぐという形になるのでしょうか。全労連に加盟している全国のタクシー労働者がつくる労働組合、全国自動車交通労働組合総連合会から白タクの違法性であるとか、ライドシェアの危険性に関する資料が議員それぞれに送られてきました。私は、これはタクシー業界からの一種の抗議または大変危険なことをやっているという警告とか警鐘のようなものではないかなというふうに感ずるのですけれども、町長、もしかしたらこれご存じかもしれないので、町長はこれを知った上でどう思われたでしょうか。

それと、中頓別町は交通が不便だというふうに思われている方が多いのかなと思ったりもするのですけれども、実は公共交通であるタクシーが2件もあって、宗谷バスも道北バスも運行している。地元を走る公共交通とはこの点円満に協議をされているか。町内高齢者の方へのタクシーチケットやバスの無料区間などとの整合性はとれるか。ライドシェアのような取り組みは、どこの地域でも基本的には高齢者のためのものであるというふうに思われるのですけれども、何でもありということでは車を持っている若者がガソリン代などを節約するために、または車を持っていない学生などの若者が無料で乗せてくれるならとアプリで手早く車を呼んでしまったら、高齢者の方々の利用を妨げてしまうことにならないでしょうか。こういうことになってしまうなら、保険料の上乗せを負担し、毎月5,000円を支払うだとか、そういう車やドライバーをふやすよりも、例えばタクシー券をふやすほうが中頓別町には合っているのではないかなと思うのですけれども、今の段階でも何かそう思えてくるなと思うのですけれども、この点いかがか。

また、根本的に町の事業としてやっていて、事故などが起きた場合には個々の保険で対応するというのは、私もこれはいかなものかなと思うのですけれども、保険料の違いがあると思いますし、例えば公用車や町の職員だけでも対応できるのではないかなというふうにも考えられるのですけれども、利用の頻度的に。これは対応できないくらいの頻度で利用されているのか。初日は10件の利用があったということですが、10件全てが必要に迫られた利用だったのかなというふうな疑問もありますけれども、その後の利用状況などについても伺いたいと思います。

それと、電話対応についてなのですが、まずは時間、平日の9時から5時以外は対応しないということなのか。そうだとしたら、携帯電話は必要ないのではないかなと思うのですけれども、役場の固定電話でよかったのではないかなと。それ以外はパソコンや

スマートフォン、タブレットをお持ちでない高齢者の方にもアプリからの利用を強いるというようなことなのか。若者は24時間利用できて、逆に高齢者の利用が制限されるくらいなら、アプリの導入に経費がかかったならそれももったいなく、電話対応の時間や曜日を拡大して実施できるような形をとったほうがよかったのではないかというふうにも思います。

また、このようなやり方をするなら、以前からふだんお客様との信頼関係で送り迎えをすることも商店などにも例えば商工会を通じて依頼すれば、今町が把握できていないような利用も見えてくるのではないかなと思いますし、私はそれがもともとある真のシェアコミュニティなのではないかなと思いますので、再度これらの点について伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） たくさんあって、漏らしたら申しわけない。後で担当のほうからもちよつと補足をさせていただきたいと思います。

何が何でもライドシェアということではないというふうに思います。ただ、地域の共助という視点から、これらを交通の仕組みとして定着させることができれば、非常に住民の利便性は高まる、そういう可能性はあるというふうに思っていますので、1つライドシェアについてはしっかり検証をしていきたいというふうに思います。

あと、既存のタクシー会社などにも若干不快な思いをさせたりしているところがあるのかなというふうにも感じることもありまして、この辺はしっかり調整を図っていかねばならないかなというふうに思います。やはり既存の事業者がしっかり成り立ち、今までと変わらない、あるいは今まで以上に活用していただけるような仕組みの中で、それを補っていく手法としてこういった仕組みも考えていくべきなのかなという視点で考えているというふうに、それらを外していくということではないので、そういう点ではご理解を賜りたいというふうに思います。

アプリを使える若者の利用が優先されて、高齢者の利用の妨げになっていくような可能性ということについては、今後の利用状況も見ていかなければならないと思いますけれども、そうならない仕組みづくりということが必要なのかなというふうに思います。

最後、アプリを使うということでもありますけれども、アプリの意味としては実際に利用した履歴が残って、乗せる人、乗せてもらった人、双方が評価をするというような仕組みも持っていて、そういったものがただアナログでやっていくこととはちよつと違う効果も持っているというふうには理解しています。これら費用の問題なども含めて有効なのかどうかという検証は必要かもしれませんが、電話以外、アプリを優先して活用していくという狙いの中にはそういうものもあるというふうにご理解をいただきたいと思います。

それから、おっしゃったように既存の商店なんかの協力を求めていくと。実際にライドシェアのドライバーという協力の仕方、あるいはボランティアドライバー、呼んでいただくというような利用の仕方、両方あると思います。それらの可能性については、これから

も進めていく中で検討していきたいなというふうに思います。

漏れているところがあれば申しわけありません。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） 私のほうから1点だけ、電話での受け付けに関しましては、今現段階としては町の時間、朝8時半から5時15分までの時間のみということで、この実証実験の中でその辺の意見等集約等をしながら考えていきたいと思いますが、当面この実証実験に関しては電話の時間はその時間でやっていくという方針を持っているということを一応補足させていただきます。

以上です。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（小林生吉君） 済みません。1点、議員の皆さんのほうに先ほど労働組合の方のほうから資料が送られたという話、町のほうには実は来ていなくて、来ているという事実までは把握していますけれども、中身についてはちょっと私のほうでは拝見はしていません。ただ、事業を提携しているU b e rの事業等についても全国的に、私ども決して目立つことをやろうと思っていないのですけれども、白タク、安倍首相がそれを規制緩和するというような発言をされたことも含めてあって、非常に関係者がナーバスになっているところはあるのかなというふうには感じております。ただ、一貫して申し上げたいのは、決して違法な仕組みをやるということでもなく、また安全性を度外視した事業をやろうということではありませんので、そういったところからご指摘をいただくような点についても十分留意をした上でこの事業については取り組んでいかせていただきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） それでは、時間がないので、次の質問に移りたいと思います。

5問目は、町長の公務について伺います。政治と金の問題は尽きず、政治家の失脚が後を絶ちません。最近では、前東京都知事が無駄な出張や公金、公務の私物化によって辞職し、各地で首長の行いが調査されています。中頓別町長は潔白でしょうか。これまでの出張回数や日数、費用などは適切か公表し、証明していただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 町長としての公務に当たっては、厳しく身を処し、とりわけ公費の支出に当たっては無駄のないよう心がけているつもりであります。出張につきましては、詳細を別に資料として配付させていただきますが、平成27年度は5月就任以来44回、78日、平成28年度は8月までに20回、47日となっていて、いずれの公務につきましても旅費条例に基づき算定した額のみを支給を受けているものであります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 小林町長は、出張などの際にも、出張だけではないですけれども、いろんな際にフェイスブックなども活用していただいていますので、更新された通知なん

かも来たりするのですけれども、私もつながっていますから。ただ、その頻度は非常に高いように感じます。1年目で平日だけでも2カ月以上の出張日数というのは、こういうのは前町長であるとか、歴代の町長でもいいのですけれども、また近隣の首長などと比較してどの程度のものなのか。私は何か多いように感じるけれども、そんなことはないのか。今年度も半年足らずで全部で47日間、一月を既に超えているような状況であると思うのですけれども、無駄な出張というのは1回1回の金額だけでもないと思いますので、それが自治体のためになっているのかということも含まれますので、その点いかがか。

また、出張ということでいうと、私はこれまでに2度町長と道外の視察で一緒させていただいているのですけれども、1回目は町長がまちづくり推進課長のときで、あのときの視察というのは今一体何に生かされているのだろうなと疑問に思うところもあるのですけれども、行きと帰り町長がたしか別行動だったかなというふうに記憶しております。2度目は、先日の視察なのですけれども、このときも町長は行きと帰り別な行動をされていたかなというふうに思います。今回の視察は、出張の回数と日数、旅費に含まれているでしょうか、先日の視察というものが。それとも例えば自費で来られていたのか。本来は一度戻ってくるべきなのではないかなと思うのですけれども、例えばほかの出張先から旅費を節約するために次の出張先に向かうと。二重取りなんかになっていなければ、節約になるのであれば問題ないのかもしれないかもしれませんが、用務と関係のないところへついでだからとわざわざそこまで行って寄ってくるというのは適切なことではないのではないかなというふうに思います。例えば近くまで行っていただけたら、宿泊先のフロントまで相手の方に来ていただくとか、そういうことをするべきなのではないかなと思います、また団体行動以外の時間に。これは、私と共通の知人のところへ町長が行かれたのだというふうに聞いて、正直私も行きたかったなと思いました。ただ、皆さんと一緒に視察団の一員として税金で行かせていただいているわけですから、なかなか別行動をするべきではないかなというふうに私は知人を訪ねていくことは考えなかったのですけれども、その点いかがなものか。

これまでの歴代町長の中では、出張で宿泊先にいらっしゃらなかったことが失脚というようにこの要因になった方もいるというふうに伺っておりますので、その点いかがか。

それと、前段で少し触れさせていただいたフェイスブックなどのSNS、またインターネット端末などの利用についてなのですけれども、例えば大統領候補なんかは公務で私用メールを使ったことが問題になっていました。本来であれば勤務日の勤務時間に個人のSNSアカウントなどを操作するのは適切ではないと思います。公式アカウントがなければやっぱりつくるべきだと思いますし、中頓別町には既にアカウントがありますから、普通で考えれば勤務中と思われる時間には、町長が頻繁に中頓別のPRをしていただいているのはありがたいと思うのですけれども、これはぜひ公式アカウントにログインして投稿していただけたら中頓別町としての更新頻度が高くなるのではないかなと思いますので、この点についてもいかがか。

また、仕事中に個人のインターネットアカウントなどを操作するというのは、私はネットゲームであるとか不適切なサイトを閲覧しているのと同じことだと思っていますので、この点は職員の皆さんにとっても同じことですから、それぞれがどういう利用をしているか、仕事と関係のある閲覧を行っているか、こういうことは定期的に調査されているのか、行政施設全ての端末を検閲できるのか、しているのか。この点についても再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、私の公務としての出張の頻度でありますけれども、前町長と比べていけば直近であれば多分私になって頻度はふえているかなというふうに思います。新しい地方創生の取り組みとか、そういったようなこと、企業誘致に関連する業務などがあったりしていることの中でふえているかなというふうに思います。ただ、近隣と比べてということになると、恐らく中頓別町は海、水産がない分、他町村の首長よりははるかにこういう機会は少ないのではないだろうかというふうには思っています。この日数が多い、少ないということに関して言えば、私としてはできるだけ1回の出張で複数の用務をこなして合理的に効率的に出張していきたいというふうに考えてやっています。町長という公務の中には、ほかの首長たちと、全道の首長たちと役割分担をしているんな協議会とか期成会とかというようなことに役員として入ったりとかというようなこともあって、そういう中頓別町の代表として北海道内の会議だったり、あるいは全国の会議に出たりしなければいけないというようなこともありますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。首長が営業マンまではいけないかもしれませんが、やはり外の機関等と関係を構築しながら、いろんな情報を収集していったりとかいうような役割もあるということでありまして、これからも適切な効率的な範囲で出張の計画を立てて進めていきたいというふうに思います。

それと、2度の公務、宮崎議員と一緒にあったときの前後の話、最初のときの帰りがどうだったかですよ。今回もそうだったのですけれども、片道についてはその機会を通じて知人と会うというようなことをしました。ただ、その分は当然公費には入っていませんから、ただ旅行日程としては若干ずれてはいますけれども、そういったところの適切かどうかというところについてはしっかり考えてみたいというふうに思います。今回も片道はそういうことで、また片道は違う公務から入ったので、帰りの部分だけそういった、なかなか時間がとれないので、かねてからちょっと報告をしなければいけない案件なんかがあって、それらをそのついでにしたというようなことでありました。今後については、見直すべきかなというふうには思いますので、適切な取り扱いをしていきたいというふうに思います。

あと、SNSの活用の関係について、確かにおっしゃるとおりフェイスブックのアカウント、公式なのかどうかという取り扱いについてはあるというふうに、私のフェイスブックそのものでは私的なことも発信はしていますけれども、その中でもこの地域のことを紹

介、知っていただくというような意味も含めてやっているつもりであって、全く個人的な趣味とか、そういうことで発信しているつもりではないのですけれども、アカウントの問題についてはちょっと整理をさせていただきたいと思ひますし、その後の職員としてそういった端末の操作、扱い等に関してやっていくルールというものをもう一度整理していきたいというふうに思ひます。

○議長（村山義明君） 宮崎さんにお知らせします。54分を過ぎておりますので、あと五、六分かなと思ひますので、お知らせしておきます。

続けて、町長、お願いします。

○町長（小林生吉君） それぞれの職員がどういうふうに関覧しているかというような調査というのはされていないと思ひます。ただ、不適切なサイトとかにアクセスをしたりする場合については、それらについてはそのアクセスからアクセスを調べていくことは可能ではありますけれども、日常的にそれらの監視を職員に対してしているということではありません。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） それでは、時間も無いということですので、最後の質問に移りたいと思ひます。

6問目は、イベントの開催意識について伺ひます。町内で開催されている各種催事等のほとんどは、町の活気などにつながるものであるにもかかわらず、会場準備、当日運営、後片づけなどの人員は回を重ねるごとに減少しています。行政関係者のイベント開催意識が低下しているのではないのでしょうか。今後の意識改革などは考えておられるか伺ひます。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

運営、準備に必要な人員が減少している中、従前以上に頑張つてイベントを開催されている関係者には心から敬意と感謝を申し上げたいというふうに思ひています。

町職員につきましては、大きなイベントでは約半数から3分の2ぐらいの職員が何らかの形でイベントに参加していると把握しています。観光や交通安全の担当職員を除いた他の職員については、本人の自主的な参加に委ねているところであります。呼びかける方法などについても検討し、さらに積極的に参加してもらえようように働きかけてまいりたいと思ひます。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今のご答弁いただいたように、町長に敬意と感謝を申し上げただけののありがたいことだというふうには思ひますけれども、正直それよりも人員をとるところではないのでしょうか。これは人員だけでなく、予算的にも今のままではやっぱりできることにも限界があるというふうに思われるのですけれども、これについても町民の皆様からいただいているものですから、行政に関しては予算措置を代行しているのだからとか、そういうふうには思ひないでいただきたいなというふうには思ひます。やは

り足りない部分に関しては、人海戦術というものが必要なわけで、私も町長も人員が減少しているということは共通理解としてあるわけですから、半数から3分の2が参加しているということと観光と交通安全以外に関しては本人に委ねているというのは、私はこれは何か矛盾するのではないかなと思うのですけれども、この点についてもいかがか。

それと、観光と交通安全の担当職員に関しては、例えば全員が準備から片づけまでずっと参加しているでしょうか。私は、町のお祭りなどの大きなイベントに結構幾つにも最初から最後まで携わっているほうだなと思うのですけれども、また私と同じように、それ以上に毎回のように携わっておられる方も数名いらっしゃいますが、大きなイベントの準備なんかでも人員が10名前後というようなこともあります、実際。20名ぐらいでも随時集まっていたいただければ助かるなというふうには思うのですけれども、そんなことは正直まれではないかなというふうに思います。だから、職員の半数って例えば役場でいったら一体何名になるのでしょうか。3分の2も参加しているなんていったら正直怒られてしまうのではないかなと思うのですけれども、例えば違う団体等の中で参加している人というのはカウントすべきではないのではないかなというふうにも思いますし、当然役場職員として来ているわけではないわけですから、そういうことを考えたらイベント全体では半数くらいは来ていただいているかもしれませんけれども、一番大変なのは準備や片づけ、これは間違いないので、やっぱりこういう大事なことを余りごらんになっていない方にはわからないと思うのですけれども、準備、片づけが大変になってしまうとイベントというのはつらいものでしかなくなってしまいますし、明らかにもう随分前からそういう状況になっているのではないかなというふうに感じています。働きかけていくということではあるのですけれども、例えばこれ広報で下手をしたらイベントの開催日時すら掲載されていないこともあるような気がするのですけれども、イベントの開催日時というのはもちろんですけれども、これは掲載していただきたいなと思いますけれども、それ以外でもやっぱり準備や片づけの日程についてもお知らせをしてボランティアを募るようなことをやってみるとか、もし私だったら自分も行くから一緒に行こうと職員の皆さんをお誘いするのではないかなと思いますし、そこまでしなくても行きたい人がいるなら担当とかに関係なく行っていいと。それも仕事の一環ではないかというふうに伝えるのではないかなと思いますし、それだけで全然もしかしたら人員が変わってくるのではないかなと思ったりもするのですけれども、これらの点について再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長、時間経過しますので、簡略をお願いします。

○町長（小林生吉君） 先ほど言いましたように、今イベントの開催が大変になっているということは重々私もわかっているつもりではあります。何らかの形でというふうに言ったのは、一応今回どの程度の職員がお手伝いにかかわっているかということも内部で調べていまして、先ほど言いましたように業務であったり、あるいは団体のメンバーとして参加したり、そういったようなことも含めてするとおおむね3分の2ぐらいの職員になっているのではないかと、あるイベントに関しては、おっしゃるように、現状で準備、片づけ

の大変さというのは増しているということでありますので、役場の職員が業務として、仕事としてという話になると、それはまたちょっと違うかなというところがあって、願いとしてはやっぱり一町民として職員ができるだけ多く参加するということになるというふうに思います。そういう呼びかけをこれから私自身も準備や片づけにもぜひ参加をしながら呼びかけていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 時間のほうが過ぎてしまったということなので、私の一般質問については以上とさせていただきます。

○議長（村山義明君） これにて宮崎さんの一般質問は終了しました。

時間が余りありませんけれども、ここで議場の時計で35分まで休憩します。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時35分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

引き続き、受け付け番号3番、議席番号2番、長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） 受け付け番号3番、議席番号2番、長谷川でございます。私からは、6次産業化の今後の展望についてということで一般質問させていただきます。

地方創生加速化交付金を受け、小規模・多機能型ミルクプラント拠点づくり事業により、9月3日の酪農祭でなかとん牛乳がお披露目されました。我が町の基幹産業の一翼を担ってきた酪農家の皆様にとって待望のこととお喜び申し上げます。

さて、牛乳を牛乳として飲用するのは至って当然のことであり、いまだ付加価値がついたとは言えません。これは、私の私論かもしれませんが、生乳から牛乳になったということで付加価値もついているかもしれませんが、なかとん牛乳の付加価値をつける今後の展望についてお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

なかとん牛乳は、地域で生産された牛乳を地域で消費、活用したいという町民の皆様のご要望を受け、6次産業化検討委員会で協議を重ね、関係機関のご協力をいただき、去る9月3日の酪農祭にお披露目をし、その後町内の商店や道の駅等で週末を中心に販売を開始したところであります。

今回の事業実施に当たりましては、農業体験交流施設では乳処理業の許可を初めアイスクリームやチーズ、バター、ヨーグルト等の乳製品の製造許可も取得しており、道立総合研究機構食品加工技術センターの指導を受けながら、牛乳を原料とした加工品の試作、研究と製造スタッフの技術向上を図っていくこととしております。今後は、牛乳を原料とした付加価値の高い特産品の開発を視野に関係機関との協議や町民の皆様のご意見をいただ

きながら進めていくとともに、特産品の試験研究、販売を検討されている町内の団体及び個人の方の支援方法等も含めて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） それでは、再質問させていただきます。

このなかとん牛乳、酪農祭でもいただきました。敬老会でもいただきました。自分でも売っているお店を探して購入いたしました。私の実家が酪農業を営んでいるときの牛乳の味によく似ているというか、そのものだったと思います。昔なつかしさを感じるとともに、なかとん牛乳が町の特産品になってほしいと願うばかりであります。

それを踏まえて、昨日「もうもう」のフェイスブックで完売の情報を知ったところであります。先ほど行政報告の中にもありましたが、乳処理業、乳製品製造業、酪農事業施設等の許可も受け、牛乳の加工は多くの可能性が広がったと思います。希望の種としていずれ早い時期に芽生えを迎えてほしいものと思います。販売については、小ロット製造ということもあり、出だしは順調と思っておりますが、前回私が一般質問した情報発信の方法については少しタイムリーさにおくれをとっているように思います。宣伝活動、PRについてはお披露目前の計画から実行、検証、次なるアクションへと展開することはPDCAのサイクルを確立することにもなり、町民としての関心を植えつけることにもなりますので、今後課題として善処していただきたいと思っております。

そこで、生産されたなかとん牛乳の町内、町外からの引き合いはあるのかなのか、それから6次産業の本来の姿である生産者が生産物を加工、製造、販売を手がけることについて、行政が主導し、製造許可まで取得していることは参入を考えている人や団体にとってとてもよいことでもあります。蓄積されたノウハウは、町にとっても財産となり、有意義に利用されるべきものと考えます。道筋をつけることは、町として機動力と考えますが、今後のあり方について伺います。

6次産業を6次産業と呼ぶにふさわしい形に持っていくおつもりでしょうか。農業法人設立等、または町が主体となり特産品を創出し続けるのか。いずれにせよ、食品加工というリスクの高いことを行っているので、今後の想定というか、展開についてお伺いします。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課長。

○産業建設課長（平中敏志君） 私のほうから答えられる範囲をお答えしたいと思います。

まず、情報発信につきましては、確かにおくれていた部分もあって、町民の皆様にご迷惑をかけているところがあるかと思いますが、この辺については再度内部でも検討して、PRの進め方だとかというものは考えていきたいというふうに思っています。

あと、牛乳の引き合いの件につきましては、飲用乳につきましては当面は町内での販売ということでさせていただこうと思っております。小ロットということもありまして、町外に大々的に販売するという数字にはなかなかかならないのかなというふうに思っておりますので、町内でお買い上げいただきたいと思っておりますし、あと商工会を通じて商店のほうにも置いていただけたところということでご相談させていただきまして、町内の商店で

は2店、あと農協のスーパーと道の駅、ピンネシリ温泉で置かせていただいているという状況になっています。

あと、6次産業としての今後の展開ということでございますが、農業体験交流施設のそもその目的自体が体験と試験研究という部分でございます、その中の一環として今回製造の許可をとったということでもあります。あの施設の中で将来的にも製造していくのかというのは、施設の規模的にも難しい部分はあるのかなというふうに思います。ただ、あの施設を通じてこういう製品をつくって売れるか売れないかということの試験販売はできるというふうに思っておりますので、その中での活用を町民の方、団体も含めてつくっていただければというふうに思っています。特に農家の方でも自分の牛乳を使ってあそこで製品をつくってみたいという方がいれば、そういう対応も可能かなというふうに思っておりますので、今後そういう使い方も視野に入れながら施設を活用していきたいというふうに思っております。

○議長（村山義明君） 長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） 再々質問は、私のほうからはありません。特産品と呼べるものを試験販売の段階で中頓別町が誇れるものを目指してつくっていただきたいと思います。6次産業というすごく難しい課題を抱えているのは私もわかっているつもりではあります。やはりこれからも行政として助成も含めて検討していただきたいと思います。やっぱりやる気を出して行ってほしいと思うばかりであります。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村山義明君） これにて長谷川さんの一般質問は終了しました。

お昼まで多少時間があるのですけれども、これから町長、議長が長寿園の敬老会出席のため、ただいまから議場の時計で午後1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時30分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

午前中の傍聴者は、庁舎1名、町民センター4名ということですので、報告をしておきます。

それでは、引き続き一般質問を続けます。

受け付け番号4番、議席番号7番、星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、私から一般質問させていただきます。受け付け番号4番、議席番号7番、星川と申します。よろしくお願いたします。

それでは、まず1点目、民間アパート建設補助に制限をとということで質問させていただきます。民間賃貸住宅建設促進補助金は、自己資金がある者なら誰でも受けることができ、何ら制限がない。そこで、同一生計者に町職員がいる場合、職員には税金で給与が支給さ

れているが、それを蓄財し自己資金に充て、さらに補助金加わると100%税金を元手にアパート経営で利益を上げることになると思います。そこで、この条例を改正し、同一生計者に町職員がいる場合は補助対象から除外するべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

中頓別町民間賃貸住宅建設促進条例に基づく助成対象者には、町職員の同一生計者も含まれることとなります。これを対象外とすべきというご意見ではありますけれども、職員と生計を一つにするとはいえ、あくまでご本人の事業である場合にこれを対象外とすることにはならないというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、再質問させていただきます。

私が聞きたいのは、町長の基本的な理念、それから倫理認識です。町職員が税金で生計を維持している立場であるということ、まず。それと、そこでアパート経営は営利目的であるということ。税金で営利を得れば町職員は町民から信頼を失うのではないか。町民は、税金を負担する意欲もだんだんと薄らいでくるのではなかろうかなど、私はそれを心配しているわけです。そこで、この基本認識について町長の考えをお伺いいたします。

それと次に、町職員の配偶者を除けば抜け道になると思いますが、町職員本人あるいは今まで退職した職員本人については除外すべきと思いますが、それもどのように考えておられるでしょうか。

また、公営住宅ならば建設の際地元の業者などにも仕事も出て地元業者も潤うわけですが、この条例には業者の制限も書かれてありません。近隣町村、要するに私が調べたところ、浜頓別町、枝幸町、猿払村あたりもそうです。これは、地元の業者の施工のみを対象としているところが、そういう町村だらけでございます。これは、経済対策と連動されているところもあります。本町では、今年何か見ますと3軒建つ予定ですが、地元業者が実施したアパートは何軒あるか。民間アパート予定地として3カ所の町有地について、3月の末だと思えます。私も手元に今持ってきていませんけれども、二十何日ころだったように思いますが、旬報で町民に募集をかけましたが、幾つ応募があったのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご質問の件でありますけれども、まず町職員本人が営利を目的とする事業をするということに関しては、これは地方公務員法上の営利企業への従事等の制限というものを持っていることから、違法な行為になるというふうに思います。ただ、その職員と生計を同一にするとはいえ、あくまでも今の日本国憲法のもとで申し上げると個人が尊重されるということが基本にあるというふうに思っています。職員が名前を借りて

実施をするというようなことになれば、これは同様に違法だというふうに思いますけれども、たとえ生計を同一にする者であってもその方ご本人が事業をするということについては、それは職員との関係において何ら制限を受けるものではないというのが私の考え方です。むしろ一般的な認識になるのではないだろうかというふうに思います。これについては、疑念を持たれないような明確な確認が必要だというふうに思いますけれども、そういった方が事業をされることに対して基本的には制限されるものはないのではないかと考えています。

それから、2点目、先ほど言いました、今もちょっと申し上げましたように、抜け道として名義だけ使ってやるようなことは当然これは違法な行為になるというふうに思っています。

あと、先ほど申し上げました地方公務員法における制限も在職している職員における制限ということですので、退職された方が退職後に事業を営むことになることについては問題にならないのではないかと考えています。

それと、アパート建設における地元業者の発注という条件という問題でありますけれども、現行制度においてはそこについては制限なく助成をするというような制度になっておりますので、ただ議員がおっしゃるように近隣町村を含めて地元の業者を使用して発注されることを条件にするということについては、制度の改正として検討すべきことではないかというふうに私も思いますので、今後の制度の見直しについては検討させていただきたいというふうに思います。

それと、民間アパートの応募状況については担当のほうから答弁させます。

○議長（村山義明君） 山内産業建設課参事。

○産業建設課参事（山内 功君） 民間アパート建設予定地として3月……候補地として3カ所公募をかけました。そのうち今進んでいる宮下定住団地の1カ所が応募があったという形になります。あとの2カ所に関しましては、まだ候補地としては残っております。まだ応募という形ではなっていません。

（何事か呼ぶ者あり）

○産業建設課参事（山内 功君） そうです。予定としてまだ2カ所があります。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、再々質問させていただきます。

私も今まで再質問の中で条例の見直しということで、やったからこそいろいろ不備があるのがだんだんわかってきたということですので、やっぱりこれはもう一回見直ししてもらいたいと思います。多分これは、平成30年の期限付きの条例だったと私は思っております。

それでは、再々質問。3カ所のうち1件、宮下、そこをお尋ねいたします。宮下の場所、今現にあの定住住宅地に住まわれている人がその場所を買いたいと、そこに建てたいとお願いしたら、この土地はだめだと。もう数年前です、それは。断られたという経緯もあり

ます。それは、現に本人から私は聞いております。その理由が何だったのか、そしてなぜそのときがだめだったのを今回そういう候補地に挙げたのかお聞きいたします。

それから、これは町長にお伺いします。民間アパート条例による補助金申請は、町長が認める場合に限り補助決定がされるものです。現条例であっても町長が職員倫理の重要性、またこれは私が言いたい、本当に町民感情に配慮すれば補助決定しないこともできるわけです。そこで、こういうことを言ったらどうかちょっと私もまた迷うところなのでございますけれども、副業禁止などを含めた職員倫理規範、それと倫理条例などをこの際制定する必要があると私は思いますが、町長のご意見を伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 山内産業建設課参事。

○産業建設課参事（山内 功君） 土地の関係でお答えします。

宮下定住団地の土地に関しては、もともと貯木場等の場所があったところなので、そこは結局何が入っているかわからないということで、住宅地には、普通の宅地には売らないという形の判断を町では一度していました。ただ、今回の土地の場合に関しましては、広い土地が欲しい。ただ、中に何が出てくるかわからないような条件の土地ですから、それを出てきたときには町としては全部除去するだとか、そういうことはできないということの判断のもとで売買を行うということで考えて売りに出しました。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 職員の倫理条例、規範条例というお話がありました。この問題につきましては、今行政としての内部統制、コンプライアンスですとか、そういった問題に関してしっかりとした取り組みをしていく必要があるという認識を持っております。この件については、少しどういう形をとっていくかということも含めてお時間をいただきたいというふうに思いますけれども、倫理の問題だけではなくて、行政としての基本的な職員として、行政として必要な規範に関する規定の整備ということに取り組んでいく必要があるという認識を持っておりますので、ちょっと時間がかかるかもしれませんが、取り組んでいくということで進めていきたいと思います。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 町長、もう一回お願いします。

○町長（小林生吉君） ちょっと何か最後のところがはっきりしなかったもので、質問されたのかどうかははっきり認識がなかったのですが、要するに町長が認めるかどうかという判断によって除外できるのではないかというような話だったかというふうに思いますけれども、基本的には現行条例に基づいて、その要件を満たすものに関して、それ以外の予断を挟んでこれを認めなかったり、あるいはその逆のようなことをするという事は、基本的に町長であってもできるものではないというふうに思っています。あくまでもこれは、町長が特に認めるというような1項があったとしても、それがどういうものなのかというような処分基準みたいなものはやっぱり明確に持っている場合に限って使われるべき規定であるという認識であります。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） 町長の考えなどはわかりました。この件について平成30年までの期限つきであります。再度見直しを求めたいと思います。

それと、産業建設課の参事から、だから売りましたという答弁がありましたけれども、これを聞いて本来であれば再々質問までしたいところなのですが、この件については一般補正もありますので、そのときにお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2点目に入りたいと思います。社会福祉法人への指導監督についてでございます。平成23年の権限移譲で本町は北海道が行っていた社会福祉法人への指導監督を担うことになったが、長寿園を運営する社会福祉法人は、これは何回も皆さんから言われていると思いますが、経営難に陥っているところでございます。権限移譲後、町は適切に今まで指導監督を行ってきたのかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

平成24年度から特例条例により道から本町に権限移譲された事務は、指定居宅サービス事業者、福祉系の指定等に関する業務、指定居宅介護支援事業者の指定等に関する事務等で、法人の指定または指定の更新に関する事務及びサービス事業等に係る監査、勧告、命令等に関する権限が移譲されました。町として権限の移譲を受けた事務につきましては、宗谷総合振興局の助言等もいただきながら適切に行っているというふうに思っております。

法人の経営に関する指導等の事務は、これまでどおり北海道の事務とはなっていますが、町としても平成25年ころから法人の経営に関する相談を受けているところであります。基本的に運営赤字に関する財政的な支援は困難であるとの考え方を伝え、自主的な改善を求めてきました。しかし、法人による施設運営を取り巻く状況がより厳しくなっていることを踏まえ、今年度町も含め外部有識者等を加えた経営プロジェクト委員会を設立していただき、改善に向けた方策等について検討していただいているというような経緯であります。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、再質問させていただきます。

ただいまの町長の答弁で、平成25年度には経営に対する相談を受けたとのことですが、そのときに議会に報告などがなされていなかった。これは、報告する義務があるのかなのか私もわかりませんが、そういう大事な権限を移譲されたときはそういう相談があつてこういう答弁をしたとか、そういう今後のことについてこう伝えたということはやっぱり議会に報告する必要があると私は思います。そこで、少なくとも私は経営悪化の現状、要するに前は今の町長が課長時代に経営のことを厳しくなっているというのは知らせてもらったこともありますが、こんなにも経営が悪化しているとまでは議員一人一人

知らなかったと思っております。これは、一プロジェクト委員という立場で出席して経営内容を把握したら、本当に悲惨な状態がわかったということです。この経営内容が監督指導していればわかったはずです。こんなに悪化している。思った以上に悪化しているということがわかったと思うのです。その悪化が早くわかれば、現在工事が進んでいる増改修の計画内容も規模縮小などの選択肢もあったと思います。なぜ施設改修計画に経営悪化情報が反映されていなかったか伺いたいと思います。当時は町長が保健福祉課長でもありましたからその辺はわかっていると思いますが、また町長の答弁にもありましたが、経営赤字に対する財政支援は困難と考えるとありますが、私もプロジェクト委員の一人である中から町長の考えと同感でございます。

前回の臨時会で行政報告がありましたとおり、普通交付税が年々削減されていきますと予測される中、財政支援ができる余力はないと思っております。まず、法人内、要するに長寿園、厚生園ありますよね。その中で経費削減の努力が必要だと私は思っております。経営指導は道の権限との答弁ですが、町として積極的に関与、指導するつもりはないのか、また前回から騒がれておりました特別職のプロジェクトチームの作業かもしれませんけれども、その人がいれば長寿園内に送り込んでこういう改革をできるはずだったのか、そういう思いが町長にもあったと思います。それを町長みずからやはり今後関与、指導していくつもりがあるかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、議会への報告や説明が十分でなかったのかもしれないということについてはおわびを申し上げたいというふうに思いますけれども、手元に資料がないのですけれども、私の担当課長時代の中でも建設計画を進めていく中で、長寿園の運営状況に関する資料については提示させていただいていたというふうに思っています。深刻度を含めた解釈や説明というところでは十分ではなかったのかもしれませんが、決してそれらの情報について開示しなかったということではないというふうにご理解を賜りたいなというふうに思っています。

長寿園の、根本的に特養の改修問題につきましては、平成十何年だったか、養護が改修されて以降できるだけ速やかに居住者の生活環境を改善していくというところで、早く取り組めることが望ましかったわけでありましてけれども、町の厳しい財政状況等もあり、おくれてこざるを得なかったということがここにあるというふうに思います。そういう面では、今ある狭隘で老朽化した生活環境をしっかりと整えていく改修というのはできるだけ早く速やかに行っていかなければならないというふうな認識に立っていた事業だというふうに思っています。あわせてやりますけれども、町内にただ1つの特別養護老人ホームということでもありますので、これは法人にも当然頑張ってくださいませけれども、前提でありますけれども、町としても存続を図っていかなければならない、そういう施設なのだというふうに思っています。若干前置きが長くなっておりますけれども、そういう前提のもとでこの長寿園の運営に関する改善を何としても取り組まなければならないというのが今日

の課題だというふうに思っています。

町長としての問題に対する積極的な関与の覚悟を問われたというふうに思いますけれども、私としては今このプロジェクト委員会、職員3人も参加してもらっていますけれども、みずからもこの問題に対してはしっかりかかわっていきたいと思っていますし、その局面によってはしっかり法人の理事者、施設長などと話をしていかなければならないという考え方を基本に持って、その改善について取り組んでいかなければというふうに思っています。その中で法人の要因と、もう一つ町独自の、要するに病院と特別養護老人ホームの2つしかないという問題の中で、重症者はどうしても法人にお願いをせざるを得ない。その中で法人の運営等についても苦しめる要因になっているという問題。これは、やっぱり町としても真剣に解決を考えなければいけない課題だというふうに思っていますので、単に法人に言うだけではなくて、町としてもやらなければならないことはしっかり取り組んだ上で持続できる運営体制というものを構築しているように私自身も積極的にかかわっていききたいというふうに思っています。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） 再々質問ではありませんけれども、私もこの法人はなくてはならないものだと思っております。これはなくしてはならない法人だと思いますからこそ、情報を綿密に流して、よりよいもの、悪いのですけれども、もう養護のほうは破綻状況です。そういうのもやっぱりみんなに知らせておけばもっともって議員の方々の考えも違ったものかなと私は感じております。そのプロジェクト委員会の中、最後にやっぱり法人の職員から今の重症患者をどこが見るのよと。町が見るのか、法人が見るのかと、そういう問題も、今町長が言われた指摘の問題も出されておりましたからこそ、町としてもやっぱり積極的に関与してもらいたいと思います。

そういったことで、まず私の3問目、もっとゆっくり問題整理をして問いかけたいところなのですが、何か時間制限もありますので、最後の3問目に行きたいと思えます。飲用牛乳についてでございます。8月26日付の北海道新聞に小型ミルクプラント関連の記事が掲載され、事業費3,200万円、一度に60リットルを処理し、200ミリリットルのボトルで販売とあるが、販売価格は幾らか。また、人件費を含めた1本当たりのコストは幾らになるのか。どこで誰が販売し、購入希望者が平等に購入できるのか伺いたいと思います。答弁の中で、この前に長谷川議員が質問されてわかったところも相当ありますけれども、そういったことでお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 答弁申し上げます。

松音知地区の農業体験交流施設に整備した小規模ミルクプラントは、当面は週1回程度の稼働により飲用向け牛乳を生産する計画としております。飲用向け牛乳は、小規模・多機能型ミルクプラント拠点づくり事業の製造等の部門を委託している有限会社シビル開発が製造販売元となり、平成28年度は試験販売との位置づけで町内の小売店2店、農協の

スーパー、道の駅、ピンネシリ温泉で週末を中心とした販売を予定しております。

飲用向け牛乳は、200ミリリットルボトル200円での販売としており、現状の計画では1本当たりのコストは270円程度となる見込みであります。販売数については、平成29年3月末までにおよそ2,300本の販売を計画しておりますが、販売先と納品数を協議しながら製造量を調整し、進めていくこととしております。また、200ミリリットルのボトルのほかに今後は900ミリリットルのボトル、販売価格500円、製造コストは約480円も販売店と協議しながら納品する予定としております。製造量的には1回の処理で30リットルから60リットルまでの殺菌処理が可能な機械を導入しており、販売状況等に応じて製造量を調整する予定であります。

また、飲用向け牛乳は販売だけでなく、小中学校の給食にも月1回程度で提供する予定であり、平成28年度ではイベント等での提供も計画をしております。

以上です。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、再質問させていただきます。

主流は200ミリリットルのボトルと思いますが、1本当たりのコストに建設費が含まれているのかわかりませんが、270円かかって200円の販売価格、それであれば70円の赤字となるわけです。この赤字分を誰が負担するのでしょうか。

それと、週1回の委託製造ですから、生産者が販売までの多角経営を行う6次産業とは決して言えないと私は思うが、いかがなものでしょうか。これも施設整備は国からの交付金で賄ったとしても、今後の維持補修費は町が単費で支出するのですか。

それと、長谷川議員への答弁にもありましたが、乳製品の数品目の製造許可をもらったとありましたが、そこで私個人なのですけれども、牛乳豆腐の製造販売の許可をなぜもらわなかったのか。そこまで考えなかったのかお伺いいたします。

それと最後に、これは大事なところですよ。数軒の酪農家から牛乳を集めますよね。聞いていたら4軒か5軒の酪農家から牛乳を集める。その製造方法、工程なのです、お聞きしたいのは。というのは、例えば7月は星川の牛乳、8月はここに例で言ったら悪いのだけれども佐藤議員のところの牛乳、そういう方法でやっていくのか、それとも4軒なら4軒、週に1回60リッター、要するに4軒だったら割ればわかりますけれども、十数リッター足らずずつを集めて合乳で販売するのか。そういうところを検討していたのか、いないのかお聞きいたします。これは、課長ならわかると思うのですけれども、牛乳は風味が違うのです、その個々の農家によって。環境もあり、食べさせるものも違う。それで、1頭1頭の牛乳、搾りたての牛乳の風味が全く違うのです。自分のところの牛もそうなのです。1頭1頭の風味が違うのです。それを毎月交互の農家から提供、要するに買って出しますよね。そうしたら、消費者は今月の牛乳はおいしいけれども、先月の牛乳は何だったのよと、そういう苦情が来ます。そこら辺を考えて販売していいのか。どのような協議をして、酪農家と話し合っているのかお聞きいたします。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課長。

○産業建設課長（平中敏志君） 私のほうからご答弁できる範囲の部分については説明させていただきますと思います。

まず、製造許可の関係でございますが、先ほど長谷川議員のところでご説明させていただきましたが、チーズ、バター、ヨーグルト等の許可をとっているということですが、牛乳豆腐についてはフレッシュチーズの扱いになりますので、チーズの許可という形になります。

そしてあと、最後のほうに出てこられました農家の集荷の関係でございますが、ホクレンから買い取る形の契約をさせていただいています、飲用として。その際にホクレン側からも旬というか、旬ごとに農家を決めて集荷をしていただきたいという通知というか、指導がなされています。それで、旬ごと、10日ごとに農家をかえるというのも事務等含めて煩雑になるという判断をして、月ごとに農家を選定させていただいて、集荷をさせていただくという形をとらせていただくという考え方でいます。当然農家ごとで風味が違ってくるということも確かにあると思いますが、一軒の農家でしても季節ごとにやはり風味が変わってくると思います。どういうやり方をということもありますけれども、そういうことも一つ、逆に言うとなかたん牛乳の売りの一環になるのではないかと。常に毎回の味が微妙に違うということも一つの売りにはなるのではないかと。常にも6次産業化の検討会の中でお話はさせていただいているところであります。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 最初の販売価格と製造コストの問題でありますけれども、現状では販売価格よりもかなりコストがかかる状況にあるということでもありますけれども、相談を受けた際、まず販売価格のほうについては地域の住民に求めやすい価格設定ということで、税込み200円という設定をしています。この製造コストのほうでありますけれども、なれない今の現状の中で、1回の処理量を30リットル下限で製造した場合というような計算になっているということでもあります。これを60リットルフルにやっつけば、ほぼ200円ぐらいの単価になるということも聞いております。あと、何とかその先には1日2回転とかすれば、なかなか大変なことなのです。難しいというふうには聞いていますけれども、そういう中で扱っていく側のスキルを上げていったり、販売のほうをしっかりと取り組めるようになっていけるとコストの問題については少しというか、均衡するところを目指していけるのではないかなというふうに思っています。これは、私の政策的な思いも含めて、とにかく中頓別の牛乳をぜひ飲んでもらえるようにしたいというところを先行して進めていただいたということもありますので、現段階の逆差益というか、マイナスの部分については町として負担しながら、全体としてこの後の商品開発を含めて収支が整うような状況をつくっていきけるようにしていく努力を求めていきたいというふうに思っています。

あと、最後の牛乳の風味、それぞれが違うということでもありますけれども、説明のとおり

りなのですけれども、私はやっぱり中頓別町の農家の皆さんがこれを一つの、今でも十分においしい牛乳を生産されているというふうに思いますけれども、今よりおいしい牛乳を生産をしていただいて、それぞれ餌の違いなどの変化はあったとしても、基本的にはみんなおいしいと思って飲んでいただけるような、そういうなかとん牛乳になっていくというふうに期待をしているところであります。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） 町長のミルクプラントに対する思いと私の思いがちょっと。やはりあくまでも今の「もうもう」は、先ほど長谷川議員の答弁の中からもあそこは研究施設というイメージしかないのです。そこまで大々的に商品化して販売するようなところまでいかないのかなと。ただ、何かしら何ぼかつくってやろうという考えしかないのではなかろうかなと。本当にこれが商品価値、それであればやはり牛乳の取り扱いも白真剣に考えていくべき。というのは、豊富牛乳、そこは生産者が真剣に、これは飲用牛ですから加工牛と違って白真剣に搾乳牛に神経を使っている。そこで、やはり牛乳単価も違います。本来であればやはりそこまでかけてなかとん牛乳をつくってもら。そこまでにして酪農家の皆さんに協力してもらおうというのを根づければ、私はこれがやはり6次産業、要するにどこかの酪農家が手をつけてくると思います、大々的に。たかがと言ったら悪いのですけれども、60リットル。白真剣に先ほどの町長の答弁でやれば1日2回でクリアできると。ただ、これはやはり洗浄が大変だから、今まであちこちやっているところがもたなかったというのが現実です。続かなかった。大黒さんの牛乳もそうだったのです、最初は。それを補助が当たったからミルクプラントを、こういう事業をやった。そのきっかけをつくってくれたのはありがたいです。これは、産業建設課を中心にやっぱり酪農家に普及させていくような努力をしてもらいたい。こういうことをやれば6次産業で付加価値があって、あなたのところはもうちょっと、要するに経営からもっといい方法、改善していろんなことができますというような事例集をやはりつくるべきだと思います。そういった中で私は、このミルクプラントは画期的なものが来たなどは喜んでおりますけれども、やはりなかとん牛乳でやるのであればそこまで手をかけてやったほうがいいのではなかろうかと思えます。

それと、これは給食に月1回提供するとあります。給食もそうありますが、病院、長寿園、厚生園、そういったところにも福祉牛乳という名づけで、月1回とは言いません。週に1回でもいいですから、本当はそういうところに飲んでもらいたいのが私の思いです。再度答弁願いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ちょっと私の答え方が不十分だったのかもしれませんが、現状のままでいいという認識でいるわけではなく、これから産業として成立するように進めていくという気持ちであります。これは、町だけの取り組みではなく、農業関係者を、あるいは商工会、商工関係者も含めたそういうつながりをつくっていきながら構築してい

くものというふうに思っています。そういう意味では、決してこの現状で終わっていいという認識でないということについてはぜひご理解を賜りたいというふうに思います。

それと、給食その他の、給食に関しては学校給食会のルールもあって、月1回程度ということであれば従前の安価な牛乳の供給も問題ないというような協議のもとで当面月1回提供するというように決まったというふうに聞いております。今段階の生産量からすぐお話があったほかの施設に波及できるかどうかわかりませんが、地域の人に飲んでもらいたいという思いはありますので、そういった可能性についても今後検討していただくようにしたいと思います。

以上です。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） 以上で私の質問を終わらせてもらいます。

○議長（村山義明君） これにて星川さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号5番、議席番号1番、佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） 受け付け番号5番、議席番号1番、佐藤です。私からは、ご当地キャラクターについて質問させていただきます。

宗谷管内では、どこの市町村にもご当地キャラクターがあり、各市町村でキャラクターグッズの販売が行われていますが、中頓別町にはご当地キャラクターがありません。町のPRのためにもご当地キャラクターをつくり、グッズの販売などを行うべきと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

ご当地キャラクターについては、平成25年第4回定例会でも取り上げられ、その時点で取り組む考えがないというようなことにしての答弁がされているところであります。その後の状況を見て、経緯の中でも急ぎ取り組むべき状況とは言えないかなど。ちょっとそっけない答弁で申しわけないのですが、当面は現状のままとしたいという考え方でいるということでもあります。

○議長（村山義明君） 佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） それでは、再質問させていただきます。

平成25年第4回定例会の会議録を読ませていただきました。そこで、細谷議員のほうからご当地キャラクターを活用した町のPRについて一般質問されておりました。当時の野邑町長からは、キャラクターが地域の活性化またはまちづくりの一つの宣伝に効果があるのか疑問を持っていると答弁されておりました。新しく小林町長にかわり、キャラクターを使用する町のPRに対してどのような考えをお持ちかお伺いいたします。

もう一点、答弁の中に急ぎ取り組むべき状況になっているとは思えないと答弁されておりましたが、急ぎ取り組むべき状況とはどういう状況かお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 先ほどの答弁、本当にそっけなくて申しわけないなという思いがあります。決してご当地キャラクターに何の効果もないとかというふうに考えているわけではなく、その町々のそれを活用した取り組む姿勢がやっぱり大事になるのかなというふうに思っています。本町の場合でありますけれども、現状の中で観光に関する新しい基本計画をつくったり、6次産業に取り組んだりというような中で、まず基礎的な産業のところでしっかり足腰を整えていくということが優先課題としてあって、職員もそれに邁進して取り組んでもらっているというふうに思っています。今後そういった展開の中で、こういうご当地キャラクターなどを活用したPRだとか、そういうものが出てくるかもしれないというような思いは決してないわけではありませんけれども、あくまでも今の時点で早急に取り組んでどんどんアピールしていくというような段階にはまだ至っていないのかなというような状況判断をしているということでもあります。先ほど言いましたように、観光であったり、特産品であったり、そういったもののつくり上げが展開していく中で、これらのこの問題の取り組みについても検討させていただくということでご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） それでは、私の質問はこれで終わらせていただくのですが、私はキャラクターというのをまた新しくつくるのも一つの方法だと思っているのですが、そればかりではなくて過去につくった町のキャラクターとして使用されていたしゃかりき君などを再度復活させるとか、または農協青年部のマスコットキャラクター、なかうしみるえを町公認にするとか、お金をかけないでできる方法もたくさんあると思いますので、検討していただいて、町のPRに使っていただいて、中頓別町がほかの地域の方に広く知られるようになったらいいなと思いますので、ぜひご検討のほうをよろしく願います。

以上で終わります。

○議長（村山義明君） これにて佐藤さんの一般質問は終了しました。

ここで議場の時計で2時35分まで休憩としたいと思います。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時35分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

引き続き、受け付け番号6番、議席番号6番、東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 6番、東海林であります。まず、1つ目は、ピンネシリ温泉の経営について伺います。

6月の定例会において私の質問に、総括責任者を現支配人とし、積極的な運営に当たるとした答弁がありました。しかし、その後の運営に余り変化は感じられません。町として

どのような具体的な改善の指示をしたのかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ピンネシリ温泉の経営につきましては、観光開発株式会社において4月より施設運営総体の総括責任者として現在の支配人を配置し、運営が行われているところです。現体制での運営としては5カ月が経過しているところではありますが、この間ゴールデンウィークでの町民向けイベントの開催や期間限定ではありますが、入浴時間の延長、食堂メニューの見直しや宿泊客に応じた食事メニューの提供等が行われております。その結果、平成28年8月末の運営状況では、宿泊者数は前年度同期比7.8%の増、入館者数では前年度同期比9.9%の増（イベント入場者を除く）となっており、利用者数は増加傾向にあると認識しております。観光開発株式会社といたしましては、今後も現支配人を中心として、イベントの開催や期間限定食堂メニューの提供、会食利用の増加に向けた営業の強化等を進めていく予定である旨報告を受けております。

町としての具体的な改善の指示につきましては、建設関係作業者の需要に依存しない運営体制の確立、近隣市町村からの集客力の強化、冬期間の閑散期の対策、新しい商品の企画、開発と積極的な営業活動の展開ということについて、私自身から直接代表取締役社長及び現支配人に対して申し入れているところでもあります。今後も町といたしましては、温泉の利用率向上に向けた取り組みにつきましては、観光開発株式会社の意向を尊重しつつ、経理状況を逐次把握しながら連携を密にして取り進めていきたいと考えております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 町長の答弁の後半については、いろんな努力をしているということを書列しておりました。そのことは私も認めますが、基本的に町長、私の質問にきちっと答えていないというか、ボタンのかけ違いがあるみたいです。まず、今の支配人が4月になった時点で、支配人とはどういう仕事かぐらいは言ったでしょう。でも、それが総括責任者であるという言い方を言うのは、これはちょっと6月の私の質問に対する答弁からすると詭弁と言わざるを得ません。いいですか。支配人は4月に来ているのです。5月にも支配人等の努力でいろんなイベントをやって効果も出ました。その後もいろいろ支配人を含めて従業員の皆さんの努力もあって効果が出てきていることも、これは私も知っているのです。ただ、私は6月に改めて聞いたのは、せっかくいいスタッフがそろっているのだから、もう少しこれから期待をしたいと。それで、6月の時点ですよ。これからどうするのだと聞いたときに、今後総括責任者というものを誰をいうのかわからなかったのだけれども、後で再質問で誰なのだとしたら支配人をするのだということで、私が聞いているのは6月の時点で今後どうするのだということを聞いたときに、これから総括支配人を置いてやるのだ、こういう答弁なのです。ところが、今回の答弁は4月にもう支配人を採用した時点で総括責任者を置いたような答弁になっている。これは、全く町長は私の質問に対して答えていない。だから、総括責任者というものを6月以降に改めて任命し、説明したとすれば、その総括責任者なる者がどんな権限を新たに受けられてやったのか、そ

の辺を説明してくれないと、私はかつてその後支配人に総括責任者となったのだろうと。どういう権限を与えられたか、そういうことは全く言われておりませんと言われたから啞然とした経過がありました。だから、町長が言っているいろんな実績、効果的なこともたくさんありますけれども、それはそれで私は認めるとして、6月以降に新たな権限を有する総括責任者にしたというふうに答えてもらわないと、全然6月の私の一般質問に答えていないことになるという。4月にそれはもう支配人を採用するときにしておりますよということは今さら言っているのでは、これは一般質問に対する答弁ではないと言わざるを得ない。そういうことなのです。

私もあのときも言いましたけれども、せっかく古ぼけたバスから幾らか古ぼけたバスへかえても、バスにラッピングの一つも張れない。ピンネシリ温泉、どうぞおいでくださいぐらいのことを書けないのですか、あれ。だから、そういう努力を支配人が考えていないかといったら、考えているはずです。だけれども、予算をやらないからできないでしょう。だから、そんな小さいこと一つ考えても、では総括責任者に改めてやって積極的に経営に参加させると。その辺の言った答弁がどうもちょっと信用できない、そう思わざるを得ません。ですから、ここで実績は実績として認めるとして、改めて6月以降にどんな意味で新たに総括責任者としての支配人に言ったのか、その辺のところをもう少し詳しく教えてください。

○議長（村山義明君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時43分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、今のお話の中で、6月の議会のやりとりについて若干私どもと認識が違っているかなというところで、議事録がないので、確認が難しいところはありますけれども、私どもとしては4月に平成28年度のスタートの時点で今の支配人に対して総括責任者というような位置づけをもって運営をしてもらうというようなつもりでいて、基本的にはそういう答弁をしたものというふうに認識をしております。ただ、東海林議員がおっしゃるように、そのことが現支配人に十分に伝わっていなかったというようなご指摘を私も頂戴しましたので、その後私は直接先ほど答弁で申し上げましたように社長と支配人に対してその位置づけについて改めて説明をし、その上で先ほど申し上げましたような改善に関しての考え方、お願いを申し入れたというところでもあります。ちょっとその辺の行き違いというか、どう整理していいのかというのはありますけれども、私どもの答弁としては基本的にそういうつもりでお答えをしたというものであります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 町長、6月の答弁書を改めて読んでみてください。私は、あくまでもこれからどうするのかと聞いたのであって、4月にもうそうしていますからいいですよという答弁ではない。これからそういうふうにしようという考え方を述べていただいたと思うのです。ですから、それは私としては町長からもはっきりあなたは総括責任者としてこういう権限と役割を担ったのだから頑張ってくれよということを社長を通じてでもいいですから、きちっと言ってもらわなければいけないと思っていたものですから、あえて質問させていただきました。

それと、町長、どのぐらい行っているか知らないけれども、私は週に1回か2回は必ず温泉に行っています。お湯が好きだから行くのだけれども、そのほかにどんな内容かなというのをやっぱり注目しながら、掃除の状況だとか、接客態度だとかを眺めているつもりです。そこでは、はっきり言って非常に向上しています。向上しているところはあるけれども、しかし総括支配人とはいえ、金もなければ何もないでただ知恵だけでうまくやろうといったってそうはいきません。やっぱりある程度大胆にやれるところはやらせるような権限とその配慮をしてやらないといけないと思うので、今後私まだ毎週のように行っていますからよく見ておきますので、町も担当課長も含めてよく変化をわかるようにしてほしいと思います。

次に移ります。公営住宅の適切な管理について伺います。まず、1つ目ですが、民間アパートの建設が続き、町の助成制度が効果的であると思います。一方、良好な公営住宅の維持も町としては必要であります。今後この関係をどのように進めるのか、維持戸数も含めて伺いたいと思います。

2点目は、短期赴任者などには、浴室を入居者に設備させるというのは不親切と書いてありますが、不適切というふうに直していただきたいと思うのですが、不適切であると思います。今後どう対処するのか伺いたいと思います。これは、二、三年で短期赴任してくる人たちにそこにボイラーや浴室に必要なものをつくれということ自体は今の時代に無理でしょう。そこはそこでそういう人たちが何人かいるわけですから。役所の関係だとか、そういった人たちのために確保することも定住だ、移住だという以前の問題として、その辺の赴任者に対する配慮も必要だと思うので、あえて聞きます。

以上です。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 答弁申し上げます。

まず、1点目でありますけれども、平成28年度においては3棟16戸の民間賃貸住宅建設が予定されております。今後の公営住宅については、平成25年度にまとめた公営住宅長寿命化計画に基づき計画的に進めているところであります。この中では、平成30年度以降に建てかえの計画を含んでいますけれども、民間賃貸住宅の建設が進んだ場合におきましては、管理戸数の縮減など適切な見直しを図っていきたいというふうに考えております。

2点目でありますけれども、現在の公営住宅は建設年次等の違いにより、町が浴室及びボイラーを設置しているもの、浴室のみ設置しているもの、浴室の浴槽及びボイラーとも設置していないものに分かれています。浴室、ボイラーのある住宅に入居できない場合は、入居者が設置しなければならず、これまでの入居者についてはそれで対応していただいています。今後については、希望者が入居しやすい仕組みづくりができないのか、必要となるコストを検証しながら検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） まず、1点目ですが、公営住宅長寿命化計画策定以前からの検討年数、そのことと今民間アパートが毎年思った以上に建てられている、この関係、計画がおかしくなっていませんか。それが1つと、では一体当町において公営住宅の管理戸数は何戸が今の状態で適切としているのでしょうか。この辺をきちっと言ってもらわないとわからない。今後も民間アパートがふえるとしたらという、当然予測も含めて考えなければならぬことだと思っております。

それと、2点目の今後については希望者が入居しやすい仕組みづくりができないのかという、このところと私は先ほども申し上げましたけれども、定住促進、移住促進を言う以前の問題だと思っております。せっかく赴任者として短期的にはありますけれども、当町の住民として2年なり3年なりいてくれる。そういう人たちをきちっと受け入れる施設はその役所だとか会社でやりなさいなんて、そういう思いでしょう、町としては。個人がやってくれるとは思えないですね。だとしたら、そこへ入れるどこかの役所、どこかの会社がそこに入っている人のためにあなた方のほうで面倒見てやりなさい、そんな横柄なやり方は今通用しません。私が言いたいのは、特に警察署の職員の住宅として配置しているところですけども、これも御多分に漏れず風呂の施設がない施設で、そんなところに3年ぐらいいる人に施設整備しなさい、または道警のほうでしなさいなんていうこと自体がとんでもない間違いでないかなと思うのです。そういうところぐらいは、大して何十軒もあるわけではないわけなので、町として受け入れやすいような配慮をしてやれないのか。そういう思いで町として検討すべきでないのかというところなので、もう一度この辺を確認したいと思えます。

○議長（村山義明君） 山内産業建設課参事。

○産業建設課参事（山内 功君） 計画の戸数についてお話しします。

長寿命化計画の中での計画では、現在管理戸数が255戸あります。それで、一応平成35年までの間にそれを223戸の管理計画を持っております。それは、先ほど東海林議員が言ったとおり、平成26年の長寿命化計画を立てたときの計画戸数であります。現在民間アパートが3棟、ことしも合わせて6棟ぐらいになりますので、改めてそこからまた計画の変更をしていかなければいけないと思っておりますので、現在実際何戸が必要かというのはまだちょっと出していないので、近々その辺の検討をそういうふうに出していきたいと思っております。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 今1点目については、山内参事の答弁したとおりなのですが、町全体としての需要を整理した上で、可能な限りやっぱり民間のほうで整備していただける住宅があるのであればそちらに移行していくことを進めながら取り組んでいくのが望ましいかなというふうな考え方に立って、今ある計画の特に建てかえに関するところ、そのあたりの戸数の調整というものをしっかりやっていきたいというふうに思います。

それと、短期間の転勤とかで入居期間の短い方に浴室やボイラーの負担というのは確かに大きいということはおかねてから思っております、ただそうせざるを得ないものなのかなというふうに私もちょっと思っていました。ただ、これからきちんと計算、コストとかいろいろな問題を整理しなければいけませんけれども、要は浴室やボイラーを設置していればその部分が家賃にはね返っていますし、していなければその分が家賃に含まれないというような中身になっていて、それぞれの1戸1戸単位で町が設置する、あるいは本人が設置するというような決めをして、それに見合った家賃をいただくというような方法も可能というような担当からの報告を受けています。そういうことを踏まえると、先ほどお話にあったような入居者ごとに必要な設備を提供していくということも可能になるのかなというふうには思います。ただ、これまた出ていったときに次の人が要らないとかという話になったときにどうするかという、そんな問題もいろいろあるものですから、コストのことも含めて整理して、できるだけ早くこの問題については対応する考え方を示して取り組んでいきたいと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 1つだけ再々質問したいと思います。

私は一般的に公営住宅という言い方をしておりますけれども、公営住宅は所得に応じた利用料金体制をとっているわけで、これはこれである意味では公正性が保たれているとは思いますが、ただ低所得者、または若い人たちが入れる低家賃といいますか、そういう住宅の整備も非常に大事なことだと思うのです。特に町職員を含め、住宅手当を出してくれる企業、団体等にいる職員はある程度4万円、5万円というところにも入れると思いますけれども、本当はたくさん企業の中ではなかなかそういった恵まれた人たちは少ないわけで、できれば2万円前後で入れるような、ワンフロアでもいいのではないかなと思うのです。そういう低収入の人たちにもやっぱり風呂やシャワー付きの住宅を提供できるような配慮も223戸、その中にはきちっと確保してやるというのも行政の思いやりだと思うのです。その辺を考えて、今後住宅維持管理の中に低所得者向けのそういった戸数をどの程度見られるのか、その辺もう一度だけ伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、公営住宅そのものが基本的には低所得者の場合は所得に応じた負担で入居できる、そういう政策としての住宅だというふうになっていると思います。

その中で、まず基本的には公営住宅の中に一定の管理戸数を持つことで、そういう低所得者の人が入居した場合についても対応できるのかなというふうに思っています。ただ、今後先ほど申しあげましたように民間のアパート等が建設が進んで、これを置きかえていくというような形になった場合、思ったように入居できないとかというようなことも想定されるのかなというふうに思います。1つは、公営住宅のほうの入居要件の取り扱いで考えていくというのもあると思いますけれども、もう一つはそういう民間アパートの建設で行政のほうのコストが削減される分、その分の一部を低所得者の方にかかわる家賃の支援というような形で、そちらのほうに入居できるような仕組みをつくっていくことも方策としてはあるのではないかとこのようにも考えています。このあたりは、先ほどお話がありましたこれからの公営住宅等の全体の管理戸数、民間の賃貸住宅も含めた町全体の住宅の状況を適切に把握しながら、そういう若い人が困ることがないように対策を講じていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 町長、たくさんいいこと言ってくれましたので、特に速急に対応したい、検討したいという部分についてはお言葉どおり実行してください。

以上で終わりますして、3問目に行きます。副町長の配置については、私はこれまで何回も聞いています。そこで、これは昨年第4回定例会の私の質問に対して平成29年3月で不在期間10年となり、置くべきとの基本的な考え方に立って検討すると答弁がありました。この考えに変わりはないでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

基本的な考え方には今も変わりはなく、今後副町長の配置に向けて議会と協議をしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 議会と協議する必要は本来はない事項ですけれども、理事者と町議会がお互いに意思疎通のために必要な協議はして結構だと思いますけれども、議会としては任命に同意するかどうかだけの話でして、基本的には、そういうものであります。法律的には置くべき、置くようになっているわけですから、議会として置くというのは当然の話なのだけれども、置くなというようなことも言えません。そういう事項であります。

それで、行政上でのコンプライアンスも考えて、ぎりぎりのところが平成29年3月というめどがあるということですから、鋭意努力して配置をしていただきたいと思います。

そういうことで、以上私の質問は終了させていただきます。

○議長（村山義明君） これにて東海林さんの一般質問は終了しました。

以上で一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時04分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎同意第1号

○議長（村山義明君） 日程第9、同意第1号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求める件を議題とします。

町長。

○町長（小林生吉君） 同意第1号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を中頓別町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

氏名、石井英正さん。

石井さんにつきましては、ご承知と申しますけれども、平成8年10月1日から5期20年にわたってこれまで教育委員の職にあり、平成15年6月から昨年の法改正に伴う教育長制度の見直しの行われた6月末までの期間教育委員長に在任をさせていただいております。現在教育長の職務代理者ということであります。石井さんにつきましては、長い経験を含め、教育行政に関する高い識見を有し、教育委員として適当な方というふうに判断をし、議会の同意を求めたいというふうに思っております。よろしくご審議のほどを賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、これより同意第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

同意第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山義明君） 起立多数です。

よって、同意第1号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求める件は同意することに決定しました。

◎議案第63号

○議長（村山義明君） 日程第10、議案第63号 中頓別町妊婦健康診査等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第63号 中頓別町妊婦健康診査等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、吉田保健福祉課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） それでは、議案第63号 中頓別町妊婦健康診査等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

中頓別町妊婦健康診査等の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年9月14日、中頓別町長、小林生吉。

18ページをお開きください。改正の要旨です。中頓別町では、妊婦の健康保持と健やかな出産を支援するため、母子保健法（平成40年法律第141号）の規定により実施する妊婦健康診査の助成に加え、平成28年度より妊婦健康診査に伴う交通費の助成を行ってきました。北海道が平成28年4月に創設した妊産婦安心出産支援事業とあわせて出産時の宿泊費、交通費及び産後の健診に係る交通費を新たに助成することで安心して子供を産むことができる環境づくりを推進するため、条例改正を行うものであります。

14ページをお開きください。新旧対照表によりご説明いたします。第1条、目的であります。「安心して子どもを産むことができる環境づくりを推進することを目的とする」との文言を追加したものであります。

第2条におきましては、健康診査の後に「及び交通費等助成」を加え、「妊婦」を「妊産婦」に改めたものであります。

第7条におきましても健康診査の後に「及び交通費等」を加え、第4号では「健診機関」を「医療機関等」に改め、交通費助成の額の後に「及び宿泊費助成額」、申請書の名称を「妊産婦健康診査等交通費用助成申請書・出産準備交通費及び宿泊費用助成申請書」に改め、後段に「ただし、出産準備に係る交通費用及び宿泊費用、また、産後の健康診査に係る交通費用助成対象の回数は1出産に対し1回とする。」の文言を追加しました。

以下、表のとおり出産準備に係る宿泊助成額を追加したものであります。宿泊費の助成につきましては、町外の医療機関におきまして出産するために直前の準備として町外に滞在し宿泊施設を利用した妊産婦及びその介助者1名に限り5,000円を限度、食事代は除きますが、とし、その3分の2の額を助成する。ただし、1人当たり5泊を限度とするものであります。

第8条におきましても様式の名称の変更及び「妊婦」を「妊産婦」に改める内容となっております。

16ページ以降につきましては、変更した様式となっております。

17ページ後段ですが、附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の中頓別町妊

婦健康診査等の助成に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用することとしております。

それと、申しわけありません。18ページの要旨の中身ですが、母子保健法平成40年となっておりますが、昭和40年です。申しわけありません。訂正をお願いしたいと思います。平成40年まだ来ておりませんでした。申しわけありません。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 14ページの第7条の（4）の終わりのほうの部分、せっかくの思いやりで、どうも出産も数少なくなってきた当町の現況から見て、どうして交通費助成対象の回数が1出産にして1回と限らなければならないのですか。体調が悪くて、場合によっては2回、3回も行かなければならない人も出るかもしれない。何で1回にしなければならないのか。こんな思いやりのある条例に制限を設ける必要があるのでしょうか。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） 妊産婦健診の交通費助成につきましては、妊婦健診は健康診断14回は今までどおりあります。この部分につきましては、産後交通費、産後健診について交通費の助成を見ますというところと、あと出産にかかわる出産に行ったときの交通費の助成ということであつたものでございます。ですから、その途中の部分では今現在この規定には入れてはいません。

○議長（村山義明君） わからないのでしょうか。もうちょっとわかるように説明してください。

休憩します。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時17分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） 申しわけありません。この制度の趣旨としましては、あくまでも健診ということで考えておりますので、受診というところの補助というところには入っていないというふうに考えていただければと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） だから、健診が1回でいいという根拠はどのようなわけか。そこら辺がわからない。

○議長（村山義明君） 山田保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（山田美緒子君） ご答弁いたします。

妊産婦の健康診査は、妊産婦の健康管理上とても重要なものとうたわれておりまして、妊婦健診は14回というふうに法律で制定されております。あわせて産後の健診も1回、大体1カ月健診にあわせてなのですけれども、その時期に必ず受けられるように法律で制定されておりますので、全ての妊産婦がその健診を受けるということで、お勧めしています。それにあわせての交通費助成の制度を道のほうでも新しく創設しましたし、うちの町でも産後1回の健診は必ず受けられるよう交通費の助成を行うというように条例改正したものです。

○議長（村山義明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、これで質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第63号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号 中頓別町妊婦健康診査等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号

○議長（村山義明君） 日程第11、議案第64号 中頓別町商工業振興支援条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第64号 中頓別町商工業振興支援条例の一部を改正する条例の制定について、平中産業建設課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課長。

○産業建設課長（平中敏志君） それでは、私のほうからご説明させていただきます。

議案の19ページ、議案第64号 中頓別町商工業振興支援条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町商工業振興支援条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年9月14日提出、中頓別町長、小林生吉。

それでは、議案の22ページをごらんください。改正の要旨でございますが、後継者が経営を継承した際の優遇措置の交付条件について誤解を招く部分がありましたので、その

部分を訂正するものであります。

具体的な部分ですが、後継者が経営を継承する際の優遇措置につきましては、条例第6条第1項において中小企業融資資金の借り入れ限度額の上乗せを、第2号では施設整備改修時の助成上乗せを、そして第3号で第1号及び第2号の優遇を受けない場合、継承祝金を100万円ということになっている条例でございますが、この第3号の後継者が経営を継承した際の継承祝金の交付時期について、条例第6条第3号では経営継承時1回に限りとしているものの、条例第7条第2号では規模拡大時の上乗せ助成等に対する交付時期と同様に継承前2年以内から5年以内に実施したものとあるため、継承前に継承祝金を受け取れると誤解を招きかねないことから、改正するものでございます。

なお、継承祝金につきましては、規模拡大等の上乗せ助成等の優遇措置の交付を受けない場合と規定しておりますので、交付申請期間につきましては継承後5年以内の申請期間ということと考えております。

議案の第21ページをごらんください。新旧対照表にて説明させていただきます。条例第7条第2号中、条例第6条第1号から第3号とあるものを条例第6条第1号及び第2号と改正するものであります。

附則といたしましては、この条例は、公布の日から施行する。

以上、雑駁ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第64号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号 中頓別町商工業振興支援条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号

○議長（村山義明君） 日程第12、議案第65号 中頓別町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第65号 中頓別町中小企業振興資金融資条例の一部を改正

する条例の制定について、平中産業建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課長。

○産業建設課長（平中敏志君） それでは、私のほうから説明させていただきます。

議案の23ページになります。議案第65号 中頓別町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年9月14日提出、中頓別町長、小林生吉。

議案26ページをごらんください。改正の要旨でございますが、融資の対象とする条件の一部を町税を完納している者から町の債務を完納している者に改正するものであります。

議案25ページの新旧対照表でご説明させていただきます。第7条の第4号についてですが、町税の後に「、その他町に対する債務を完納しているもの」と。

附則としては、この条例は、公布の日から施行する。

町に対する債務ということですが、今までは町税のみを完納しているということだったので、使用料等も含めて完納しているものというものに変更するものであります。

以上、雑駁ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第65号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号 中頓別町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号

○議長（村山義明君） 日程第13、議案第66号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第66号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、長尾総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） ご説明いたします。

議案第66号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定に基づき、上頓別・岩手・小頓別・秋田辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

平成28年9月14日提出、中頓別町長、小林生吉。

本計画は、平成28年度より上頓別で実施する平野線橋梁長寿命化（修繕）事業に係る事業費及び辺地対策事業債の充当金額の変更に伴い辺地計画の変更を行うものであります。

それでは、28ページをお開きください。変更部分のみご説明させていただきます。3、公共的施設の整備計画において、道路、中頓別町管内平野橋橋梁長寿命化（修繕）事業ほか1事業の事業費を2,650万円、財源内訳、特定財源1,855万円、一般財源795万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を790万円に変更するものです。

29ページ、計画内訳をごらんください。道路、中頓別町管内平野橋橋梁長寿命化（修繕）事業の事業費を1,650万円、財源内訳、特定財源1,155万円、一般財源495万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を490万円に変更するものであります。

表題の28ページ上段の総合整備計画書の後の（案）を削除していただくようお願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑なしでよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第66号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号

○議長（村山義明君） 日程第14、議案第67号 定住自立圏の形成に関する協定の一部変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第67号 定住自立圏の形成に関する協定の一部変更について、同じく長尾総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） ご説明いたします。

議案第67号 定住自立圏の形成に関する協定の一部変更ですが、議案30ページをお開きください。

稚内市及び中頓別町の間において、定住自立圏の形成に関する協定書の一部を別紙のとおり変更するため、中頓別町定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成22年条例第1号）の規定により、議会の議決を求める。

平成28年9月14日提出、中頓別町長、小林生吉。

41ページをお開きください。変更の理由でございますが、稚内市と中頓別町との間で締結している定住自立圏の形成に関する協定書について、移住定住など新たに連携して取り組む内容の追加や各政策分野における事業の統合等に伴い、その一部を変更するものであります。

37ページからの新旧対照表でご説明いたします。定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書。

生活機能の強化に係る政策分野、3、教育・文化、生涯学習機会の充実の取組内容の文頭に「スポーツ合宿誘致推進によるスポーツの振興を図る。」を追加し、研究の以降「、児童・生徒の交流」を追加するものでございます。

甲の役割につきましては、文頭「スポーツ合宿誘致推進によるスポーツの振興を図る。」を追加し、研究以降「、児童・生徒の交流」を追加するものであります。

乙の役割も同様に文頭に「スポーツ合宿誘致推進によるスポーツの振興を図る。」を追加し、研究以降に「、児童・生徒の交流」を追加するものであります。

図書サービスのネットワーク化、取組内容の文中ですが、「とともに、移動図書館車の利用方法について検討を行う」を削る。

38ページをお開きください。4項、環境、地域環境圏の構築、甲の役割の文中、環境保全活動以降ですが、「に係る各種情報や将来のビジョンを共有するとともに、循環型社会の形成に係る取組等を行い、」に改める。

乙の役割についてですが、将来のビジョンを共有以降を「するとともに、循環型社会の形成に係る取組等を行い、地域環境圏を構築する。」に改める。

第5項、防災、圏域内防災体制の整備の取組内容の文中「総合」を「相互」に改める。

甲の役割を「圏域の核として、圏域内の自治体と災害発生時における相互応援協定を締結するなど、」に文頭を改めます。

乙の役割について、甲と連携しての以降ですが、「圏域内の自治体と災害発生時における相互応援協定を締結するなど、」に改める。

39ページをごらんください。結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の3項に

移住定住を追加し、移住定住の促進、取組内容、圏域内への移住者の増加、定住の促進を図るため、情報の共有や発信など連携体制を構築する。

甲の役割、乙と連携して、圏域内における移住定住情報を共有するとともに、圏域での情報発信や受入体制の構築に取り組む。

乙の役割、甲と連携して、圏域内における移住定住情報を共有するとともに、圏域での情報発信や受入体制の構築に取り組むを追加する。

40ページをお開きください。圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野、2項、機関の共同設置、自治体事務の効率化と活用に係る利便性の向上の取組内容を行政委員会等の機関を圏域内で共同設置し、効果的で効率的な事務を推進するに改めます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第67号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号 定住自立圏の形成に関する協定の一部変更の件は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（村山義明君） これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 3時35分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員